

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月24日
【事業年度】	第12期（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	株式会社F P G
【英訳名】	Financial Products Group Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷村 尚永
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
【電話番号】	03(5288)5656
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 久保出 健二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
【電話番号】	03(5288)5691
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 久保出 健二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月
売上高 (千円)	-	-	-	-	4,012,740
経常利益 (千円)	-	-	-	-	1,961,278
当期純利益 (千円)	-	-	-	-	1,185,870
包括利益 (千円)	-	-	-	-	1,188,275
純資産額 (千円)	-	-	-	-	4,489,494
総資産額 (千円)	-	-	-	-	20,240,696
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	172.57
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	46.60
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	45.22
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	22.2
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	33.7
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	24.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	8,952,771
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	426,415
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	11,230,104
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	-	3,840,392
従業員数 (人)	-	-	-	-	81

(注) 1. 第12期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数は就業人員であります。

4. 当社は、平成25年6月1日付で株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。上記の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第12期の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月
売上高 (千円)	856,919	1,621,937	1,992,470	2,802,696	4,009,185
経常利益 (千円)	242,516	773,547	967,991	1,392,633	2,011,598
当期純利益 (千円)	99,968	444,674	557,459	793,202	1,236,975
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	66,800	332,905	334,105	338,605	851,750
発行済株式総数 (株)	1,056	1,231,300	2,470,600	7,501,800	26,017,200
純資産額 (千円)	586,840	1,553,165	1,958,833	2,551,022	4,531,614
総資産額 (千円)	1,539,366	2,366,858	6,589,604	5,919,301	20,238,669
1株当たり純資産額 (円)	30.87	70.08	88.10	113.36	174.19
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	10,000.00 (-)	125.00 (-)	70.00 (-)	37.00 (5.00)	19.67 (5.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	5.55	23.16	25.15	35.66	48.61
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	21.52	23.90	34.20	47.17
自己資本比率 (%)	38.1	65.6	29.7	43.1	22.4
自己資本利益率 (%)	19.0	41.6	31.7	35.2	34.9
株価収益率 (倍)	-	6.5	8.5	8.9	23.1
配当性向 (%)	10.0	30.0	30.9	34.6	33.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	676,109	11,326	1,679,449	1,842,742	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	110,682	51,134	71,415	71,189	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	280,690	207,461	3,493,442	2,010,872	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	731,718	482,956	2,226,322	1,987,063	-
従業員数 (人)	20	27	33	55	75

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、第8期から第10期は、関連会社がないため、第11期は、関連会社はありますが、その損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性が乏しいため、また、第12期につきましては、連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。
3. 第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 第8期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
5. 第12期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高については、連結キャッシュ・フロー計算書を作成しているため、記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であります。
7. 第8期から第12期において、業容拡大により、人材を積極的に採用したことから、従業員数が大幅に増加しております。
8. 当社は株式分割を、平成21年12月26日付で株式1株につき1,000株、平成23年4月1日付で株式1株につき2株、平成23年11月1日付で株式1株につき3株、平成25年6月1日付で株式1株につき3株の割合で実施し

ております。上記の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第8期の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

2【沿革】

年月	事項
平成13年11月	東京都世田谷区において有限会社ファイナンシャル・プロダクト・グループとして設立。主にリース事業に係る匿名組合契約に関し顧客紹介等アドバイザーサービスを行う。
平成14年10月	有限会社エフ・ピー・ジーに商号変更し、東京都千代田区平河町に本社を移転
平成14年11月	有限会社F P Gに商号変更
平成14年11月	有限会社F P Gリアル・エステート（100%子会社）を設立。不動産仲介業を行う。
平成16年2月	株式会社F P Gに組織変更及び商号変更
平成16年8月	リース事業に係る匿名組合契約上の権利の売買及び私募の取扱いを開始 （海上輸送用コンテナを対象としたオペレーティング・リース事業の取扱いを開始）
平成17年1月	有限会社F P Gリアル・エステートを株式会社F P Gリアル・エステートに組織変更
平成17年1月	東京都千代田区丸の内へ本社を移転
平成19年9月	株式会社F P Gリアル・エステートを解散
平成20年5月	第二種金融商品取引業者の登録完了（注） 登録番号 関東財務局長（金商）第1832号
平成20年7月	大阪営業部（現大阪支店）を開設
平成21年6月	福岡営業所（現福岡支店）を開設
平成21年7月	船舶を対象としたオペレーティング・リース事業の取扱いを開始
平成21年10月	名古屋支店を開設
平成22年8月	保険仲立人の登録完了 登録番号 関東財務局長 第55号
平成22年9月	大阪証券取引所JASDAQ市場（現東京証券取引所JASDAQ（スタンダード））に株式を上場（平成24年1月上場廃止）
平成22年10月	M & Aアドバイザー業の業務開始
平成22年11月	保険仲立人業の業務開始
平成23年4月	航空機を対象としたオペレーティング・リース事業の取扱いを開始
平成23年5月	金融商品仲介業の登録完了 登録番号 関東財務局長（金仲）第543号
平成23年7月	金融商品仲介業の業務開始
平成23年10月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
平成24年2月	オペレーティング・リース事業の組成サポートを行う FPG ASSET & INVESTMENT MANAGEMENT B.V.を設立（現：当社持分法適用関連会社）
平成24年8月	大宮支店を開設
平成24年10月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場
平成24年11月	オペレーティング・リース事業の組成サポートを行う FPG ASSET & INVESTMENT MANAGEMENT ASIA PTE.LTD.を設立（現：当社持分法適用関連会社）
平成25年3月	株式取得により、株式会社F P G証券を子会社化（現：当社連結子会社）
平成25年4月	宅地建物取引業者の免許取得 免許証番号 国土交通大臣（1）第8421号
平成25年6月	株式会社F P Gリアルエステート設立（現：当社連結子会社）
平成25年6月	不動産特定共同事業法に基づく許可取得 許可番号 国土交通大臣第1号
平成25年8月	不動産関連事業（不動産特定共同事業法に基づく業務）開始
平成25年8月	株式会社F P G証券において、証券事業を開始

（注）金融商品取引法の施行により、匿名組合契約に基づく権利が同法の有価証券とみなされることになったことに伴い、当社の行う匿名組合契約に基づく権利の売買及び私募の取扱いが、第二種金融商品取引業に該当することになったため、第二種金融商品取引業者として内閣総理大臣の登録を受けたものです。

3【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社 F P G）、連結子会社 2 社及び持分法適用関連会社 2 社、並びに非連結子会社 188社から構成されております。各社の当社グループで遂行する事業に係わる位置づけは以下のとおりであります。

事業セグメント	会社名	主な事業
F P G	株式会社 F P G（当社）	タックス・リース・アレンジメント事業 保険仲立人事業 不動産関連事業 M & A アドバイザリー事業
	連結子会社 株式会社 F P G リアルエステート	不動産関連事業（注 1）
	持分法適用関連会社 FPG ASSET & INVESTMENT MANAGEMENT B.V. FPG ASSET & INVESTMENT MANAGEMENT ASIA PTE.LTD.	タックス・リース・アレンジメント事業 （注 2）
	非連結子会社 一般社団法人 S P C マネージメント等 188 社	タックス・リース・アレンジメント事業 （注 3）
F P G 証券	連結子会社 株式会社 F P G 証券	証券事業

（注）1．当社の不動産関連事業において、マスターリース会社として不動産貸借事業を行っております。

2．オペレーティング・リース事業の組成サポートを行っております。

3．一部の子会社の持株会社(1社)、航空機、船舶又は海上輸送用コンテナを対象としたオペレーティング・リース事業の営業者となって、リース事業を遂行している会社（104社）、将来営業者として利用する予定の会社（74社）、オペレーティング・リース事業で利用する船舶の船籍管理会社等（9社）であります。リース事業を遂行している会社(104社)のうち、航空機を対象とするものは28社、海上輸送用コンテナを対象とするものは50社、船舶を対象とするものは26社であります。

4．事業セグメントの区分は、「第 5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項 セグメント情報等」に記載の事業セグメントの区分と同一であります。

各事業の概要は、以下のとおりであります。

タックス・リース・アレンジメント事業

(1) タックス・リース・アレンジメント事業の内容

タックス・リース・アレンジメント事業では、当社が、海上輸送用コンテナ、航空機及び船舶を対象としたオペレーティング・リース事業（注 1）をアレンジメントし、当社の子会社（いわゆる S P C（注 2）と呼ばれる法人、以下「当社子会社（S P C）」という。）がオペレーティング・リース事業の営業者となって、当該リース事業を遂行します。

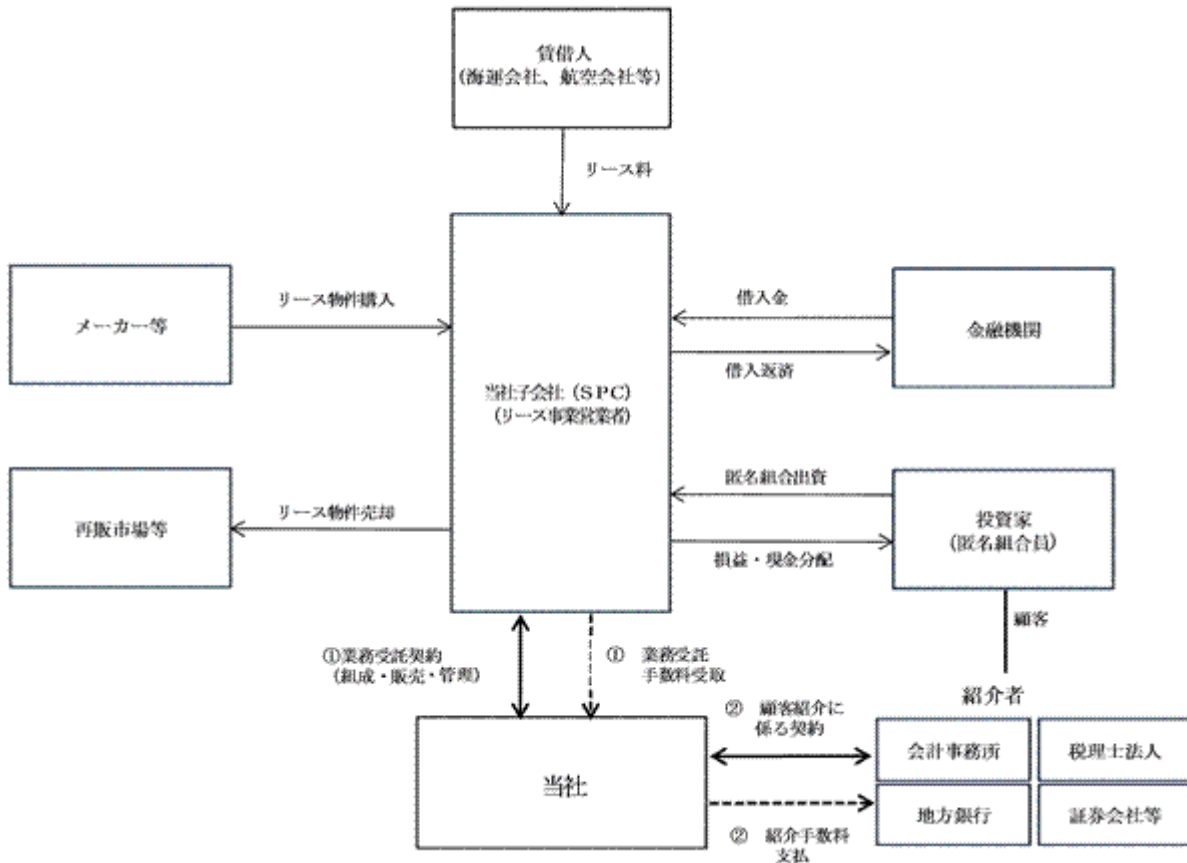
当社は、当社子会社（S P C）から、組成、販売、管理といったオペレーティング・リース事業運営に必要な一連の業務を受託することで、手数料を得ております。

事業系統図で示すと以下のとおりです。なお、以下は、当社のタックス・リース・アレンジメント事業の大部分を占める匿名組合方式を前提に記載しております。また、以下は、当社の事業内容をご理解頂くための概要を記載しており、案件によって、仕組みが異なる場合があります。

（注1）本書における「オペレーティング・リース事業」とは、主に以下の要素を持つ一連の仕組みを指し、一般に「日本型オペレーティング・リース」と呼ばれております。詳細は(2)一般的なオペレーティング・リース事業の仕組み（ご参考）をご覧ください。

- ・当社子会社（S P C）が、投資家との間で匿名組合契約を締結し、出資を受け入れ、また金融機関から資金調達を行う。
- ・調達した資金により海上輸送用コンテナ、船舶及び航空機といった物件を取得し、オペレーティング・リースにより賃貸を行う。
- ・投資家が、当該事業の損益を、投資家自身の決算に取り込むことで、課税の繰り延べ効果を楽しむことができる。また、リース物件売却によるキャピタルゲインも享受できる。

（注2）S P Cとは、特別目的会社のことをいい、英語の（Special Purpose Company）の略であります。一般には、株式、債券の発行等の特別な目的のために作られた会社のことであります。当社では、オペレーティング・リース事業を行うに際して、当該事業の損益及び収支等を明確にするために、個別案件ごとに S P C を利用しております。



(注) 投資家は、匿名組合出資を行うことで、「匿名組合契約に基づく権利」を取得します。当該「匿名組合契約に基づく権利」は、金融商品取引法第2条第2項第5号の有価証券に該当します。

当社は、当子会社（SPC）から、組成、販売、管理のリース事業の運営に必要な全ての業務を受託し、当社が代わりに業務を行うことで、当子会社（SPC）から、手数料を得ております。当子会社（SPC）は、匿名組合の出資総額及びリース料から、当該手数料を支払います。

当社は、全国の会計事務所・税理士法人・地方銀行・証券会社等と顧客紹介に係る契約を締結し、その顧客（投資家）を紹介して頂きます。当社は、投資家に対して直接、商品説明を行い、成約に至った場合には、紹介者に紹介手数料を支払っております。

なお、オペレーティング・リース事業の仕組みについては、(2) 一般的なオペレーティング・リース事業の仕組み（ご参考）をご参照下さい。

当社がタックス・リース・アレンジメント事業を行うに際しての業務の流れ（案件受注からリース満了まで）は以下のとおりです。

当社は、以下の一連の業務を、組成、販売、管理の各業務に区分したうえで、その各業務に対応した手数料を、当子会社（SPC）から得ております。当社では、組成に関しては、アレンジメント・フィー、販売に関しては、販売手数料、管理に関しては、管理料として各々売上に計上しております。

業務の流れ	業務の説明	売上
1. 案件受注 (組成)	入札、または個別交渉の結果、航空会社、航空機リース会社、海運会社等の賃借人から、リース事業を受注することで、当社の業務を開始します。	
2. 案件組成 (組成)	賃借人が要求するリース条件、金融機関からの借入条件、投資家への販売予定額等の諸条件を総合的に勘案し、当子会社（SPC）において、オペレーティング・リース事業を組成します。	アレンジメント・フィー

業務の流れ	業務の説明	売上
3. 私募の取扱い (販売)	リース開始日以前は、投資家に対して当社子会社 (S P C) の匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘 (販売) を行います。この勧誘行為は、金融商品取引法上、有価証券の私募の取扱いに該当します。	販売手数料
4. リース開始 (組成)	リース契約に基づき、当社子会社 (S P C) において、オペレーティング・リース事業が開始されます。	
5. 地位譲渡 (販売)	リース開始日以後、当社子会社 (S P C) に匿名組合契約に基づく権利の未販売分がある場合には、投資家に対して、当社が取得した当該権利の地位譲渡 (販売) を行います (注1)。この譲渡行為は、金融商品取引法上の有価証券の売買に該当します。	販売手数料
6. 案件管理 (管理)	オペレーティング・リース事業の運営に係る匿名組合契約に基づく報告、当社子会社 (S P C) の会社運営上必要とされる記帳、税務申告等の一切の管理業務を行います。	管理料
7. リース満了 (組成)	リース期間満了後、リース物件の売却、借入金の返済等を行い、残余財産を投資家に分配します。	

(注1) リース開始日時点で、当社子会社 (S P C) に匿名組合契約に基づく権利の未販売分がある場合には、当社は、投資家に地位譲渡 (販売) することを前提に一時的に立替取得を行います。当該立替取得した額は、貸借対照表の「商品出資金」に計上しております。

(注2) 本書では、「3. 私募の取扱い (販売)」及び「5. 地位譲渡 (販売)」において、投資家に販売した匿名組合契約に基づく権利の額を、「出資金販売額」として表現しております。

各手数料の内容は以下のとおりです。

売上区分	内容	売上計上時期	手数料の決定方法
アレンジメント・フィー	案件組成に対する手数料	「3. 私募の取扱い」の場合 当社子会社 (S P C) が、投資家から匿名組合契約に基づく出資を受け入れ、リースを開始した時点 (注)	オペレーティング・リース事業の組成に際して、賃借人、金融機関等と交渉して決定した手数料やその他の市場実勢を参考にして決定
販売手数料	投資家に対して匿名組合契約に基づく権利を販売することで得られる手数料	「5. 地位譲渡」の場合 当社が、投資家と匿名組合契約の地位譲渡契約を締結し、投資家から譲渡代金の入金があった時点 (注)	
管理料	管理業務を行うことによる手数料	管理期間に対応した額を売上計上	

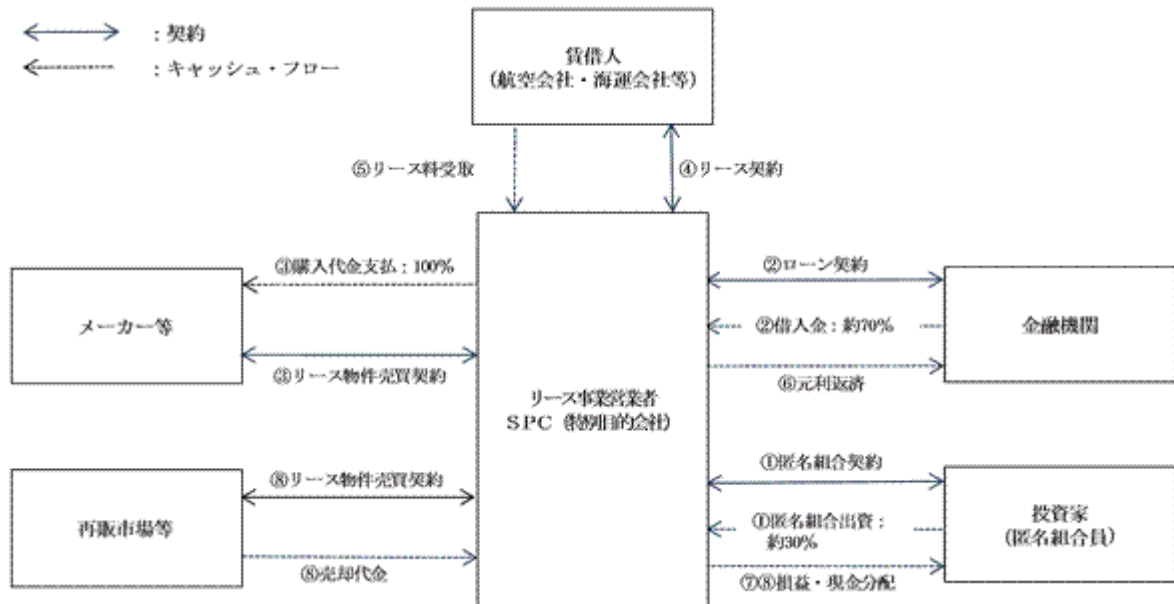
なお、各手数料について、当社は、主にオペレーティング・リース事業のリース開始時に、当社子会社 (S P C) から収受しますが、については、当社では売上計上時期まで、前受金に計上しております (についてはリース開始時に売上計上します)。

(注) 原則的な方針を示しており、案件の契約条件によっては、異なる方法を採用する場合があります。

匿名組合契約に基づく権利は、金融商品取引法第2条第2項第5号の有価証券に該当するため、当社が行う販売行為は、金融商品取引法上の有価証券の私募の取扱い及び有価証券の売買に該当します。そのため、当社は、第二種金融商品取引業者の登録を行い、各種規制を遵守するための体制を整備・運用しております。

(2) 一般的なオペレーティング・リース事業の仕組み（ご参考）

オペレーティング・リース事業とは、投資家が海上輸送用コンテナ、船舶及び航空機等のリース事業に出資し、リース期間中の事業損益の取り込みを行うことで、税の繰り延べ効果を受るとともに、リース期間満了時にリース物件を売却して、キャピタル・ゲインを追求する一連の取引を指します。



投資家は、案件ごとに設立されるリース事業営業者（以下「営業者」という。）と匿名組合契約（注1）を締結し、船舶等のリース物件価格の約30%（注2）を出資します。

営業者は、リース物件価格の約70%（注2）を営業者（組合員含む）に遡及しないノンリコースローン契約（注3）で金融機関から借入れます。

営業者は、投資家からの出資金と金融機関からの借入金をあわせ、メーカー等からリース物件を購入します。

営業者は、直ちに、リース物件を賃借人にリース（注4）し、リース事業を開始します。

賃借人は、リース契約に基づいて、定期的にリース料を営業者に支払います。

営業者は、リース料収入により、借入金の元本と利息を金融機関に返済します。

営業者は、定期的に匿名組合事業の決算を行い、事業の損益を出資割合に応じて投資家に分配します。

リース期間終了後、営業者はリース物件を市場等で売却し、売却代金から、ノンリコースローンの返済後の残額を出資割合に応じて投資家に分配します。

（注1）匿名組合契約とは、商法第535条乃至第542条に規定されており、匿名組合員が営業者の行う事業のために出資をなし、その営業により生ずる損益を分配することを約する契約です。そのため、匿名組合事業から発生する損益は、全て匿名組合員に帰属します。

（注2）案件によって、比率は異なります。ローンがない場合もあります。

（注3）ノンリコースローン契約とは、返済原資を借入人（営業者）が保有する特定の資産から生ずる将来のキャッシュ・フロー（リース料や資産の売却代金含む。）に限定し、借入人の他の資産に遡及させないローン契約をいいます。

（注4）リースは、オペレーティング・リースによります。

賃借人は、調達コストの低減、費用の平準化、資金調達能力の向上（注）、オフバランスなどを目的としてオペレーティング・リースを活用します。

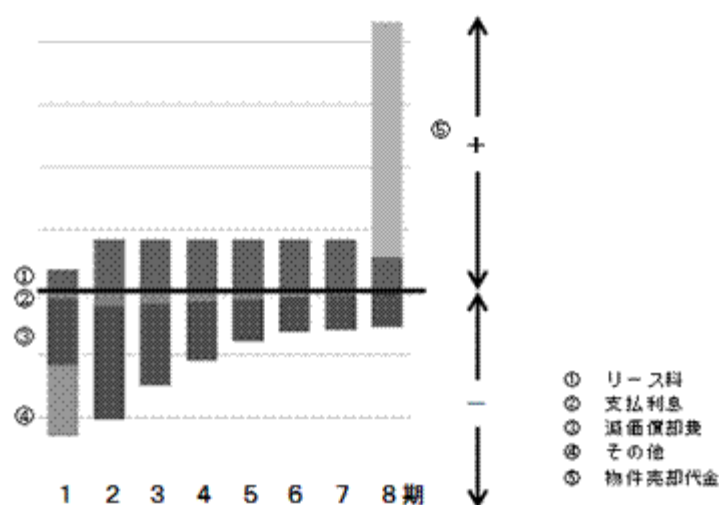
（注）オペレーティング・リース事業の場合、物件の調達資金のうち、30%前後は、利息負担が少ない投資家からの拠出金によるため、賃借人が、自ら物件を購入する場合に比べ、金融機関からの資金調達額を少なくすることが可能となり、利息負担や、金融機関の与信枠の使用を少なくすることが可能となります。

オペレーティング・リース事業では、営業者の損益は、リース期間前半には、定率法を選択することにより、減価償却費等の費用が、収益よりも先行して発生するため赤字となる傾向にあり、一方、リース期間後半には減価償却費等が減少するため、黒字となる傾向があることから、営業者にとって税の繰り延べ効果が発生します。投資家は、匿名組合契約に基づき、出資割合に応じた事業損益の分配を受けることで、この税の繰り延べ効果を享受することが可能となります。

以下に、参考として、当社子会社（SPC）で平成25年7月にリースを開始した海上輸送用コンテナを対象とした㈱CLIP第70号のリース開始時点での予想に基づく、各構成要素及び事業損益を記載しております。本件のリース期間は、約7年1か月です。

また、本件における投資家に対する損益分配は、年2回（6月末及び12月末）ですが、以下の各図では、12月末の年1回として算定しております。その結果、第1期は、リース開始時の7月から12月末までの約6か月、第2期から第7期は12か月、第8期は1月から8月までの8か月となり、各構成要素の発生額も、その期間に対応した額となっております。

<オペレーティング・リース事業の損益の構成要素（予想）>



(注) 上記の物件売却代金は、賃借人に付与した購入選択権が行使されたと仮定した額によっておりますが、購入選択権が行使されない場合、上記のような収入が得られない可能性があります。

- () 営業者は、リース期間中、賃借人から定額のリース料を受け取ります。(上図)
- () 借入金の支払利息は、返済方法が元利均等払いのため、リース期間初期においては金利支払いが多く、返済が進むにしたがって、金利支払い額は遞減します。(上図)
- () リース物件に係る減価償却費は、定率法を選択することにより、リース期間初期に減価償却費が大きく、後になるにしたがって小さくなります。なお、上図の8期には、リース物件売却時の未償却残高を含めております。(上図)
- () その他、営業者には、初年度にアレンジメント・フィー等の初期費用が発生します。また、管理料等の諸費用も発生します。(上図)
- () リース期間終了後はリース物件を売却し、物件売却代金を受け取ります。(上図)

以下のように、オペレーティング・リースの構成要素から算出された事業損益が、投資家に分配されます。

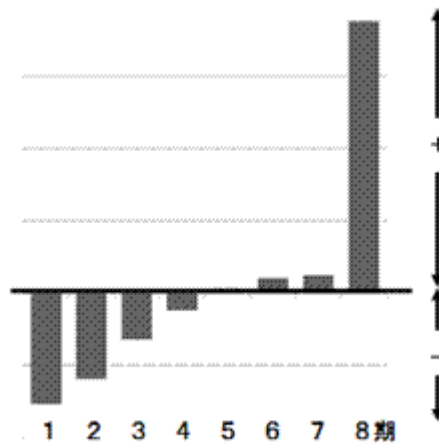
収益 = リース料 + 物件売却代金

費用 = 減価償却費（物件売却簿価含む） + 支払利息 + その他

事業損益 = 収益 - 費用

(株) C L I P 第70号の事業損益の予想は以下のとおりです。

<各期の事業損益(予想)>



(注) 第8期の事業損益は、オペレーティング・リース事業の損益の構成要素である物件売却代金について、賃借人に付与した購入選択権が行使されたと仮定した額によっておりますが、購入選択権が行使されない場合には、上記の事業損益は変動する可能性があります。

「オペレーティング・リース事業の損益の構成要素(予想)」図のリース料及び物件売却代金から支払利息、減価償却費、その他を差し引いた額が営業者の事業損益となります。通算すると、「各期の事業損益(予想)」図のようにリース期間の前半に損失、後半に利益が発生する事業となります。投資家は出資割合に応じ、この事業損益の分配を受けることで税の繰り延べ効果を楽しむことが可能となります。

上記の「オペレーティング・リース事業の損益の構成要素(予想)」図及び「各期の事業損益(予想)」図に記載している各項目並びに説明は、オペレーティング・リース事業の仕組みに対するイメージを把握して頂くために記載しているものであり、実際に出資した場合の損益・効果を確約するものではありません。また、外貨建て取引の場合は、為替レートの変動の影響を受けることもあります。

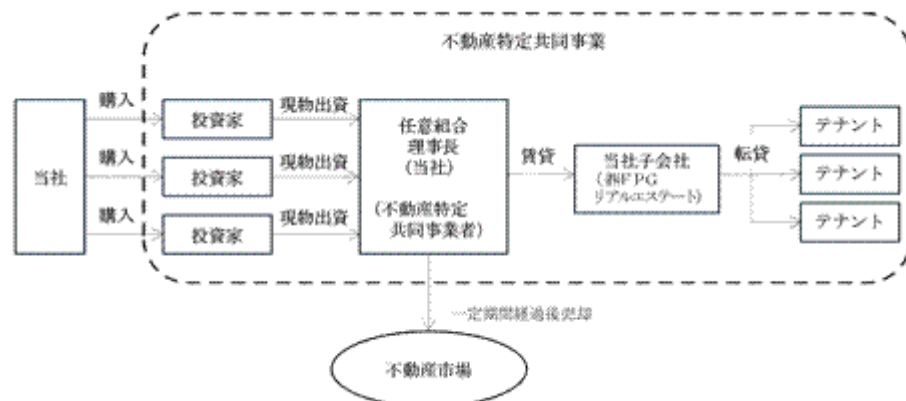
保険仲立人事業

顧客である保険契約者と保険会社との間に立って、保険会社から独立した立場で保険契約者のために最適な保険契約の締結に向けて尽力し、保険契約が成約した際には、保険会社から所定の手数料を得ております。

不動産関連事業

不動産小口運用商品の投資家への提供を通じて、報酬を得ております。

本事業のイメージは以下のとおりであります。なお案件によって、異なる場合があります。



- ・投資家は、当社が本事業のために取得した不動産（以下、対象不動産という。）を当社から購入いたします。当社は、当該不動産を、投資家に譲渡するまで、貸借対照表上「組成用不動産」として計上しております。
- ・不動産特定共同事業法に基づき、投資家は任意組合を組成し、組合理事長である当社が、対象不動産を運用いたします。対象不動産の賃貸損益、売却損益等は、投資家に帰属します。
- ・任意組合は対象不動産を当社子会社（株式会社F P Gリアルエステート）に一括賃貸し、同社はテナントに転貸いたします。
- ・当社は、対象不動産の取得、任意組合の組成・業務執行を行い、当社子会社は、不動産賃貸等の業務を行います。当社グループでは、一連の業務を遂行することで、アレンジメント報酬、理事長報酬などの収益を得ております。

M & A アドバイザリー業

主に、顧客の事業の売却等に関して、アドバイザリー契約を締結し、手数料を得るとともに、事業の売却等が成約した際には、所定の成功報酬を得ております。

証券事業

法人顧客に対して、将来の為替変動リスクの軽減が期待できる、為替予約や通貨オプション等といった通貨関連店頭デリバティブ商品等を提供いたします。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
(連結子会社) 株式会社F P G証券 (注1)(注2)	東京都 千代田区	(千円) 409,021	証券事業	(%) 100	債務保証 業務受託 役員の兼任あり
株式会社F P Gリアルエステート (注2)	東京都 千代田区	5,000	不動産 賃貸借事業	100	(注4)
(持分法適用関連会) FPG ASSET & INVESTMENT MANAGEMENT B.V. (注3)	オランダ	24,000 ユーロ	(注5)	25	(注5)
FPG ASSET & INVESTMENT MANAGEMENT ASIA PTE.LTD. (注3)	シンガポール	80,000 シンガポール ドル	(注5)	(注6)	(注5)

- (注) 1. 特定子会社に該当いたします。
2. 当連結会計年度において、新たに連結子会社となりました。
3. 当連結会計年度において、新たに持分法適用関連会社となりました。
4. 当社の不動産関連事業において、マスターリース会社として 不動産賃貸借事業を行っております。
5. タックス・リース・アレンジメント事業において、オペレーティング・リース事業の組成サポートを行っております。
6. 持分法適用関連会社のFPG ASSET & INVESTMENT MANAGEMENT B.V. が100%の議決権を所有しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成25年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
F P G	75
F P G証券	6
合計	81

(注) 従業員数は就業人員です。

(2) 提出会社の状況

平成25年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
75	37.8	1.8	7,379

(注) 1. 従業員数は就業人員です。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員数が前事業年度末に比べ20名増加しましたのは、主として業容拡大による期中採用によるものであります。

平成25年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
F P G	75
合計	75

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っていません。

(1) 業績

当連結会計年度における世界経済は、米国において緩やかな景気回復がみられたものの、欧州債務問題や、新興国経済の減速等により、総じて不透明感が漂う状況で推移いたしました。日本経済は、円高の是正、株価上昇等により、景気は回復基調にあるものの、新興国経済の減速等の景気下振れ懸念もあり、先行きに不透明さも残っております。

このような状況のもと、当社グループは、より一層の信用力の向上を図るため、平成24年10月22日付で、東京証券取引所市場第一部に上場を果たしました。

当社グループの取引先には、オペレーティング・リース事業の賃借人となる世界的にも大手の海運会社・航空会社、匿名組合投資家となる業績好調の国内中小法人、顧客紹介者となる会計事務所・金融機関等、資金調達先となる金融機関等が含まれますが、東証一部上場による信用力向上効果は、各分野における新規取引先との取引開始や既存取引先との取引金額の拡大を図るうえで、大いに貢献しております。

また、当社グループは、当連結会計年度より、新規事業として、不動産関連事業を開始するとともに、株式取得により連結子会社とした、株式会社F P G証券を通じて、証券事業を開始するなど、事業の拡大に努めました。

売上高

(タックス・リース・アレンジメント事業)

オペレーティング・リース事業の組成につきましては、組成部門の継続的な強化を図りつつ、組成サポートを行う欧州合弁会社と連携しながら、新規賃借人の開拓に努めました。組成サポートを行う欧州の合弁会社につきまして、新たにシンガポールに同社の子会社を設立するなど、欧州だけでなく、アジアにおけるリース事業の組成力の強化を図りました。

また、平成24年10月及び11月に実施した公募増資及び第三者割当増資により、財務基盤がさらに強固になったことを背景に、取引金融機関数を増加させた他、コミットメントライン契約及び当座貸越契約等の資金調達枠の総額を、前年度末の98.5億円から当連結会計年度末の219.5億円に増加させる等、資金調達力も向上させました。

これらの結果、欧州及びアジア・オセアニアの一流航空会社を含めた、海外賃借人を新規開拓するなど、オペレーティング・リース事業の組成金額は、98,395百万円（前期比108.1%増）となりました。

出資金の販売につきましては、復興需要や、法人税率の引き下げ期待を背景に、業績好調な投資家からの出資金に対する需要が、強く推移しており、積極的な人材採用による営業部門の強化や、会計事務所・金融機関等を紹介者とする販売ネットワークの拡充による販売力の向上とあいまって、好調に推移しました。

これらを背景に、出資金販売額は、25,617百万円（前期比29.5%増）となりました。

上記の結果、タックス・リース・アレンジメント事業の売上高は、3,747百万円となりました。

(その他事業)

タックス・リース・アレンジメント事業以外のその他事業の売上高は、人員強化・新規事業への進出等の各種施策の効果により、265百万円となりました。

このうち保険仲立人事業の売上高は、173百万円、当連結会計年度より事業を開始した不動産関連事業の売上高は、59百万円、M & Aアドバイザリー事業の売上高は、19百万円となりました。

上記の結果、当連結会計年度における売上高は、4,012百万円となりました。

売上原価

売上原価は、売上拡大に伴い、紹介者への支払手数料が475百万円と増加したこと等から、600百万円となりました。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、業容拡大による人員の増加等により、1,327百万円となりました。

特に人件費(注)は、711百万円となりました。これは、将来の業績拡大を図るため、営業部門を中心に人材採用を積極的に進めたことから、従業員数(就業人員)が、当連結会計年度末で、81名(前事業年度末は55名)となったためであります。

(注)人件費には、給料手当、賞与(引当金繰入額含む)、法定福利費、福利厚生費等の他、人材採用費を含めております。

営業利益

上記の結果、営業利益は、2,084百万円となりました。

営業外収益 / 営業外費用

営業外収益は、主に投資家から収受している商品出資金の立替利息である受取利息49百万円、組成用不動産の不動産賃貸料15百万円の計上等により、87百万円となりました。

営業外費用は、コミットメントライン契約等の拡大に伴い、支払手数料153百万円を計上したこと、また、支払利息53百万円を計上したこと等により、211百万円となりました。

経常利益 / 当期純利益

上記の結果、経常利益は、1,961百万円、法人税等を控除した当期純利益は1,185百万円となりました。

当社グループの報告セグメントは、一つとしておりますので、セグメント別の記載をしておりません。上記の売上高は、提供するサービスで区別した事業別に記載しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、当連結会計年度において1,853百万円増加し、3,840百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益が増加した一方で、積極的な組成により、商品出資金が増加したこと等から、営業活動で使用した資金は8,952百万円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

本社移転に備えた敷金差入に加え、移転前の本社拡充・大阪支店移転等に伴う敷金の差入があったこと、株式会社 F P G 証券の株式取得による支出があったこと等から、投資活動において使用した資金は426百万円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成24年10月及び11月に実施した公募増資及び第三者割当増資等による株式の発行による収入があったことに加え、商品出資金の取得資金のための借入金が増加したこと等から、財務活動から得られた資金は、11,230百万円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおり、当社の報告セグメントは一つとしており、セグメント別の記載をしておりません。生産、受注及び販売の状況については、事業セグメント別ではなく、提供するサービスで区別した事業別に記載しております。

(1) 生産実績

当社グループでは生産活動は行っていませんが、代替的指標としての、売上高の大半を占めるタックス・リース・アレンジメント事業におけるオペレーティング・リース事業の組成金額は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	前年同期比(%)
オペレーティング・リース組成金額 (千円)	98,395,987	208.1
オペレーティング・リース組成案件数 (件)	25	119.0

- (注) 1. 「オペレーティング・リース組成金額」とは、対象リース資産全体の取得価額を合計したものです。
2. 当社では、オペレーティング・リース事業の組成にあたり、投資家の需要に見合った金額を1つの案件として組成し、その案件単位で投資家を募集しております。「オペレーティング・リース組成案件数」とは、その募集した案件を合計したものであります。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4. オペレーティング・リース事業の組成は主に外貨建てで行われており、本邦通貨への換算レートは組成時の為替レートを採用しております。

(2) 受注状況

当社グループは受注生産形態をとっていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業及び売上形態別に示すと、以下のとおりであります。

事業及び売上形態別	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	前年同期比(%)
タックス・リース・アレンジメント事業 (千円)	3,747,183	-
アレンジメント・フィー(千円)	1,633,175	-
販売手数料 (千円)	2,050,321	-
管理料 (千円)	63,687	-
その他事業 (千円)	265,556	-
保険仲立人事業 (千円)	173,494	-
その他 (千円)	92,062	-
合計(千円)	4,012,740	-

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、当連結会計年度より、連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較情報は記載しておりません。
3. タックス・リース・アレンジメント事業において、当社が販売した出資金(匿名組合契約に基づく権利)の当連結会計年度の販売額、期末残高、累積残高は以下のとおりです。

	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	
	金額(千円)	社数
出資金販売額	25,617,660	646
商品出資金期末残高	13,436,096	-
出資金販売額累積残高	77,323,102	1,723

上記の用語の意味は以下のとおりです。

・出資金販売額

当社が投資家に販売したオペレーティング・リース事業に係る匿名組合契約に基づく権利の販売額であります。

・商品出資金期末残高

当社が投資家に販売（地位譲渡）するために、一時的に当社子会社（SPC）から取得した匿名組合契約に基づく権利の当連結会計年度末の帳簿価額であります。

・出資金販売額累積残高

当社が、当連結会計年度末までに販売した出資金販売額のうち、当連結会計年度末時点で、オペレーティング・リース事業が継続しているものの合計額であります。

出資は外貨建てで受け入れることもあります。その場合の換算レートは組成時の為替レートを使用して円貨に換算しています。また、社数は延べベースでの社数になります。

3【対処すべき課題】

当社グループは、タックス・リース・アレンジメント事業、保険仲立人事業、不動産関連事業、M&Aアドバイザリー事業、証券事業等を遂行しております。

当社グループが遂行する各事業の販売先となる顧客は、高収益な中小企業及びその経営者である富裕層の個人投資家であり、各事業の顧客層は概ね共通しております。

そのため、個々の事業の収益力強化及び取扱商品の拡大は、結果として、他の事業の収益の拡大にもつながると考えております。

今後、当社グループが業績拡大を実現していくためには、各事業間での相乗効果をもたらす収益拡大策を講じていく必要がある他、その収益拡大を支える営業体制、コンプライアンスを含めた内部管理体制の強化等を図る必要があると認識しております。

当社グループはこれらの課題に対応し、毎期2桁成長（増収増益）の達成を目指すべく、平成26年9月期から平成28年9月期にわたる3カ年の「中期経営計画」を策定し、中長期的な観点からの、経営戦略を策定しております。その要旨は、以下のとおりであります。

各事業の販売力の強化

当社グループは、全国の会計事務所・金融機関等から、顧客紹介を受ける販売ネットワークを構築・拡大することで、各事業の業績拡大を図ってまいりました。

今後も、販売力を強化するため、営業人員のさらなる増強を図るとともに、会計事務所・金融機関等との提携の拡充・深耕を図り、また、既存の販売拠点の拡充・新たな販売拠点の設置を検討してまいります。

当社グループの売上高の大半を占めるタックス・リース・アレンジメント事業において、出資金販売額400億円（平成25年9月期は256億円）の達成を目指します。

タックス・リース・アレンジメント事業の強化

当社グループの売上高の大半を占めているタックス・リース・アレンジメント事業の売上拡大につなげるために、リース事業の組成能力の強化を図ってまいります。

専門性の高い組成担当部署の人材を強化するとともに、リース事業の組成サポートを行う合併会社（FPG ASSET & INVESTMENT MANAGEMENT B.V. 及びその100%子会社であるFPG ASSET & INVESTMENT MANAGEMENT ASIA PTE.LTD.）の機能拡大等の施策により、案件供給体制の拡充を図ってまいります。

その他事業の強化

当連結会計年度より、事業を開始した不動産関連事業については、不動産小口化商品の販売体制の拡充、組成用不動産の取得ルートの拡充、不動産に関連した新サービスへの進出検討を行ってまいります。

また、当連結会計年度より、事業を開始した証券事業については、通貨関連デリバティブ商品等の販売体制の拡充、収益力向上につなげるための取引金融機関の拡大、タックス・リース・アレンジメント事業の顧客への営業強化を図ってまいります。

保険仲立人事業については、提携保険会社の拡大を図るとともに、保険に関連する新サービス提供を検討してまいります。また、M & A アドバイザリー事業については、会計事務所、金融機関等との提携推進による営業強化を図ってまいります。

取扱商品の拡大（新規事業への進出）検討

取扱商品を拡大することは、新規顧客の獲得機会の拡大に加え、既存顧客に対する新たな商品の提供が可能となり、既存事業の収益の拡大にもつながると考えております。

当社グループは、さらなる取扱商品の拡大を図るため、M & A による方法を含め、新規事業への進出を検討し、多様な金融商品を提供するワンストップ型総合金融サービス会社の実現を目指してまいります。

資金調達力の拡大

タックス・リース・アレンジメント事業で、組成するオペレーティング・リース事業では、リース開始時までにはリース物件購入代金等の必要資金を金融機関からの借入金及び顧客である投資家からの匿名組合出資金（匿名組合契約に基づく権利）により調達する必要がありますが、匿名組合出資金については、将来、投資家に販売（地位譲渡）することを前提に、当社が一時的に立替取得する場合があります。この立替取得の資金は、自己資金による他、資金調達によっております。

また、不動産関連事業において、当社が、投資家へ譲渡することを前提に、任意組合組成用の不動産を取得しますが、その資金は、自己資金による他、資金調達によっております。

当社グループの資金調達力が拡大すれば、複数の案件を同時に組成しやすくなる他、物件金額の大きい案件を組成しやすくなる等、結果として、当社グループの業績拡大に寄与します。

当社グループは、取引金融機関数の増加、資金調達枠の付されたコミットメントライン契約及び当座貸越契約等の締結の推進を進めております。今後も引き続き、取引金融機関の拡大、資金調達枠の拡大、さらに資金調達の多様化を図ってまいります。

営業支援体制の強化・管理体制の強化

業容拡大を実現するため、機動的な経営を可能とする経営管理体制の拡充、ITインフラの強化、コンプライアンス体制・リスク管理体制の強化を図ってまいります。

前事業年度の有価証券報告書において、掲げておりました対処すべき課題の主な成果は、以下のとおりであります。

- ・ 組成能力の強化につきましては、リース事業の組成サポートを行う合併会社である、欧州のFPG ASSET & INVESTMENT MANAGEMENT B.V.の子会社として、シンガポールにおいて、FPG ASSET & INVESTMENT MANAGEMENT ASIA PTE.LTD.を設立しました。それぞれの会社によるサポート案件が成立するなど、着実な成果を残しております。
- ・ 出資金の販売につきましては、会計事務所・金融機関との提携拡大を進めた結果、販売ネットワークが拡大し、出資金販売額は目標の250億円を前倒して達成いたしました。
- ・ 収益構造の多角化を図るため、新規事業である不動産関連事業及び証券事業を開始いたしました。
- ・ コミットメントライン契約及び当座貸越契約等の資金調達枠は前事業年度末の98.5億円から、当連結会計年度末現在で、219.5億円にまで拡大いたしました。
- ・ 営業事務担当者、法務担当者の採用を進めることで、内部統制・コンプライアンス体制の強化、業務支援体制・管理体制の強化を行いました。
- ・ 配当につきましては、個別配当性向33.6%、連結配当性向35.1%と、目標である配当性向概ね30%以上を達成いたしました。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) オペレーティング・リース事業のリスクについて

当社グループの売上高の大半は、タックス・リース・アレンジメント事業によるものであることから、以下のリスクが顕在化した場合には、当社グループの業績に大きな影響を与える可能性があります。

なお、当社のタックス・リース・アレンジメント事業は、当社子会社（SPC）を用いたオペレーティング・リース事業により行っており、当該オペレーティング・リース事業に係るリスクには、以下のものがあります。

賃借人の倒産等の影響を受けるリスク

賃借人についての破産手続、民事再生手続又は会社更生手続等の法的倒産手続の開始など、何らかの理由で賃借人から当社子会社（SPC）に対してリース料が支払われない事態が生じた場合には、オペレーティング・リース事業の収支が悪化して、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

この場合、当社が組成するオペレーティング・リース事業に対する投資家の投資意欲が減退するなどして当社が組成する新規のオペレーティング・リース事業への投資を募ることが困難となるなどの可能性があり、その結果、匿名組合契約に基づく権利の販売が減少する等して、当社が受け取る業務受託手数料が減少し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当社は、賃借人の倒産等のリスクを減少させるため、世界的にも大手の海運会社、航空会社及び航空機リース会社を中心にオペレーティング・リース事業の組成を行っております。また、万が一、賃借人について法的倒産手続が開始された場合にも、リース物件の売却や新たな賃借人を見つけることなどにより、リース料が支払われないことによって、オペレーティング・リース事業の収支が悪化することを回避する方針であります。もっとも、かかる対処にもかかわらず、不測の事態が生じた場合には、当該事業の収支が悪化する可能性は否定できず、この場合、投資家の投資意欲が減退し、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料等が減少し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

将来のリース物件売却価額の変動リスク（残存価格リスク）

リース期間終了後、賃借人がリース物件を購入しない場合には、当社子会社（SPC）は市場を通じて第三者に売却することになりますが、当初想定したリース物件の売却価額より低い価額でしか売却できない事態が生じた場合には、オペレーティング・リース事業の収支が悪化して、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

この場合、当社が組成するオペレーティング・リース事業に対する投資家の投資意欲が減退するなどして当社が組成する新規のオペレーティング・リース事業への投資を募ることが困難となるなどの可能性があり、その結果、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料が減少し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当社は、リース物件の売却価額について、事案によっては残価保証会社による残価保証を利用することにより一定額以上でのリース物件の換価を確保するなどして価格変動のリスクに対処しております。もっともかかる対処にもかかわらず、不測の事態が発生した場合における当該事業の収支が悪化する可能性は否定できず、この場合、投資家の投資意欲が減退し、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料等が減少し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

商品出資金に計上している匿名組合契約に基づく権利について

当社は、当社子会社（SPC）に係る匿名組合契約に基づく権利について投資家にこれを譲渡することを前提に一時的に取得する場合があります。当該匿名組合契約に基づく権利を貸借対照表の「流動資産の部」に通常の「出資金」とは区別して「商品出資金」として取得価額で計上しております。

従って、当社が当該商品出資金を保有している間に、リース物件の価値の下落、賃借人の信用の悪化、為替相場が円高になるなどの事由により当該商品出資金の価値が取得価額を下回った場合には、当社は当該商品出資金について評価損または譲渡損を計上することになり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、当社が保有する商品出資金を譲渡する投資家を最終的に見つけることができなかつた場合には、当社が当該商品出資金の譲渡に伴い受け取ることを見込んでいた業務受託手数料を受け取ることができず、また、かかる場合には、当該商品出資金に係る持分について、当社が投資家として、オペレーティング・リース事業に関与することになるため、リース物件の価値の下落等の事情が生じることにより、当該持分への出資金の全部または一部を回収できなくなる可能性があり、これらの場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

為替リスク

() 当社の業務受託料の換算額に対する影響

当社が、当社子会社（SPC）から受け取る業務受託手数料は、主に外貨建てとなっております。このため、為替相場が円高になった場合には、当該業務受託手数料を円に換算した時に為替相場の変動の影響を受ける結果、当該業務受託手数料が当初の想定額よりも少なくなることにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

() 新規オペレーティング・リース事業に対する影響

当社が組成するオペレーティング・リース事業では、リース物件の売却が外貨で行われる場合で、当該オペレーティング・リース事業の組成時点の為替レートよりも円高となった場合には、投資家にとって、オペレーティング・リース事業の円換算後の損益が悪化し、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

また、リース期間満了時に、投資家が受け取る出資金は外貨建てが多く、出資時よりも円高となった場合、受取額が当初出資額よりも減少し、投資家にとって、オペレーティング・リース事業の円換算後の収支が悪化し、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

このように、投資家が、将来、円高となってオペレーティング・リース事業の損益または収支が悪化し、損失を被ると予測する場合には、投資家の投資意欲が減退するなどして、当社が組成する新規のオペレーティング・リース事業への投資を募ることが困難となるなどの可能性があります。その結果、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料が減少し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

() 商品出資金の譲渡に対する影響

当社が、外貨建てで取得した商品出資金を投資家に円建てで譲渡するにあたり、当該商品出資金の地位譲渡価格をオペレーティング・リース事業組成時点の為替レートの水準に基づいて決定しております。

このため、当該商品出資金の取得後に急激に為替相場が円高傾向になった場合には、当該オペレーティング・リース事業の組成時点の為替レート水準に基づいて決定された円建ての地位譲渡価格が、地位譲渡時点における円建てでの為替レート水準で算定される商品出資金の価格に比して割高になり、投資家の投資意欲が減退し、当該商品出資金を購入する投資家が減少するなどの事由により、当初の販売計画に遅れが生じ、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) オペレーティング・リース事業以外の事業のリスクについて

当社グループでは、不動産関連事業において、不動産特定共同事業法に基づく、不動産小口運用商品を投資家に提供するため、不動産を取得し、貸借対照表上、「組成用不動産」として計上しております。組成用不動産は、取得後、短期間に、投資家へ譲渡することを想定しておりますが、経済環境の急激な変化や、当初想定どおりに、譲渡できない場合には、不動産の価値が変動し、場合によっては、評価損を計上すること等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループでは、証券事業において、通貨オプション等といった店頭デリバティブ取引を利用した通貨関連店頭デリバティブ商品を提供しております。本商品で、利用する店頭デリバティブ取引には、市場リスク、取引相手先の信用リスクなど、各種リスクが存在します。

当社グループでは、市場リスクにつきましては、顧客とデリバティブ取引契約を締結するとともに、同様のデリバティブ取引契約を、カバー取引先と締結することで、そのリスクの負担を回避しております。また、取引相手先の信用リスクにつきましては、与信管理に努めるとともに、必要に応じて、担保金を収受することなどで、そのリスクの負担の回避に努めております。かかる対処にもかかわらず、不測の事態が発生した場合など、当社グループが、デリバティブのリスクを負担することになった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 法的規制について

タックス・リース・アレンジメント事業

() 金融商品取引法

オペレーティング・リース事業において締結される匿名組合契約、または任意組合契約に基づく投資家の権利は、金融商品取引法第2条第2項第5号の有価証券に該当するため、当社は金融商品取引法及び金融商品販売法をそれぞれ遵守する必要があります。

この点、当社はオペレーティング・リース事業において、匿名組合契約等に基づく権利を含む匿名組合出資持分等の私募の取扱い等の業務を行っているため、金融商品取引法第29条に基づく第二種金融商品取引業の登録を受けております。金融商品取引法では、第52条にて、登録の取消、業務の停止等となる要件を定めており、これに該当した場合、当社に対して登録の取消、業務の停止が命じられることがあります。

当社は、かかる業務を行うにあたり法令規則等の遵守を徹底しており、本書提出日現在において、かかる登録の取消事由に該当する事実はないと認識しておりますが、今後、何らかの事由により当社が登録の取消や業務の停止命令の行政処分等を受けた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

() 税務その他関連する法制

当社子会社（SPC）を用いたオペレーティング・リース事業は、現行の税務、会計その他当該事業に関連する法令等に基づきその組成を行っております。

当社は、オペレーティング・リース事業を組成する際に、個別に税理士、弁護士等から意見書を取得することなどにより、関連する法令等の内容及びその法解釈について必要な検証を行っております。しかしながら、将来、当該法令等が改正され若しくは新たに制定されることにより課税の取扱いに変更が生じた場合には、当社が組成するオペレーティング・リース事業に対する投資家の投資意欲が減退して当社の組成する新規のオペレーティング・リース事業への投資を募ることが困難となるなどの可能性があります。その結果、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料が減少し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

過去においては、平成17年度税制改正における「租税特別措置法第67条の12（組合事業に係わる損失がある場合の課税の特例）」により、営業者が投資家へ分配される損失及び利益のうち、投資家が損金として計上できる額は出資額を上限とするなど、税当局による規制強化が図られております。

また、将来、会計基準が改正され、オペレーティング・リース取引における賃借人にとってのオフバランス効果が減少した場合には、オペレーティング・リース事業の組成案件数が減少するなどして、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

タックス・リース・アレンジメント事業以外のその他事業

当社グループは、タックス・リース・アレンジメント事業以外に、保険仲立人事業、不動産関連事業、証券事業等のその他事業を展開しており、保険業法に基づく保険仲立人の登録、宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業者の免許取得、不動産特定共同事業法に基づく許可取得、金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業の登録等を行っております。これらの業務を行うためには、保険業法、宅地建物取引業法、不動産特定共同事業法、金融商品取引法、個人情報保護法、その他関連する法令等を遵守する必要があります。

当社グループは、かかる業務を行うにあたり法令規則等の遵守を徹底しており、本書提出日現在において、かかる登録・許可の取消事由に該当する事実はないと認識しておりますが、今後、何らかの事由により当社グループが業務停止命令や登録の取消等の行政処分等を受けた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 特定業種への依存について

オペレーティング・リース事業の対象物件は、海上輸送用コンテナ、航空機及び船舶が中心のため、海運業界や航空業界の設備投資動向にオペレーティング・リースの組成動向が影響を受ける可能性があり、結果として当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また海運業界や航空業界の業績次第では、投資家の賃借人への信頼度が低下したり、リース期間終了時の物件売却価額が低下する可能性があるため、投資家の投資意欲が減退し、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料等が減少し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 第2四半期または第4四半期の業績偏重について

当社の販売する匿名組合事業契約に基づく権利につきましては、その初回損益分配時期までに出資することにより投資効果が得られますが、国内法人の傾向として、3月決算もしくは9月決算が多いため、投資額も3月もしくは9月に集中する傾向があります。これにより、当社グループの業績は第2四半期または第4四半期に偏重する傾向があり、今後も同様の傾向が続く可能性があります。なお、初回損益分配時期が到来する案件の多寡、販売状況等、様々な要因で上記の通りにならない可能性もあります。

第10期、第11期及び第12期における当社グループの四半期売上高及び通期売上高に対する比率は以下のとおりであります。

第10期（平成22年10月1日～平成23年9月30日）

	第1四半期 （自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）	第2四半期 （自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日）	第3四半期 （自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）	第4四半期 （自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）
売上高（千円）	712,148	553,306	207,060	519,954
通期売上高に占める比率（％）	35.7	27.8	10.4	26.1

第11期（平成23年10月1日～平成24年9月30日）

	第1四半期 （自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）	第2四半期 （自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日）	第3四半期 （自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）	第4四半期 （自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）
売上高（千円）	343,181	999,252	445,469	1,014,792
通期売上高に占める比率（％）	12.2	35.7	15.9	36.2

第12期（平成24年10月1日～平成25年9月30日）

	第1四半期 （自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）	第2四半期 （自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日）	第3四半期 （自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）	第4四半期 （自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
売上高（千円）	1,297,422	814,111	736,374	1,164,832
通期売上高に占める比率（％）	32.3	20.3	18.4	29.0

（注）当社グループは、第12期第2四半期より連結財務諸表を作成しております。そのため、第12期第1四半期以前は、個別財務諸表の売上高の金額を記載し、第12期第2四半期以降は、連結財務諸表の売上高の金額を記載しております。

（6）個人情報・機密情報の取扱いについて

当社グループは、タックス・リース・アレンジメント事業及びその他事業において、顧客・紹介者の個人情報・機密情報を取得・保有しております。

当社グループは、外部からの不正アクセスおよびウイルス感染の防御、内部管理体制の強化等の対策を行っておりますが、万一、当社グループが扱う個人情報・機密情報が外部に漏洩した場合は、行政処分、損害賠償、当社グループの信用力の低下等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

（7）金融資本市場及び経済状況の混乱による影響について

過去、リーマンショックが発生した際には、世界的な金融システムの混乱が生じ、金融業界の事業環境に、深刻な信用収縮、金融システムへの信頼性の低下、またそれを原因とした世界経済の悪化等、様々な影響が生じました。現在では、欧州債務危機等が、世界経済に与える影響が懸念されております。今後、世界経済の悪化や金融システムの不安定な状況が発生した場合、リース事業の組成・販売が困難になる可能性があります。そのような状況に陥った場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

（8）資金調達に関するリスク

当社グループは、タックス・リース・アレンジメント事業における商品出資金の取得資金や、不動産関連事業における組成用不動産の取得資金等、事業遂行に際しての資金需要について、自己資金による他、金融機関からの個別の借入金、コミットメントライン契約及び当座貸越契約等に基づく借入金によっております。

本書提出日現在、コミットメントライン契約及び当座貸越契約等の資金調達枠の総額は、313億円で設定しており、これらの契約の大部分は、その契約期間が概ね1年です。

世界経済の悪化等何らかの理由により、金融機関からの個別の借入れが実行できなくなる場合、また、コミットメントライン契約及び当座貸越契約等を更新できない場合には、当社グループにとって必要となる資金を、適時に調達できなくなる可能性があることから、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

（9）連結の範囲決定に関する事項

特別目的会社（SPC）の連結会計上の取扱いについて

当社は、タックス・リース・アレンジメント事業におけるオペレーティング・リース事業の営業者として利用する子会社については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第1項第2号に基づき、連結の範囲に含めることで利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある子会社と判断し、連結の範囲から除いております。

今後、新たな基準の設定や、実務指針等の公表により、特別目的会社（SPC）に関する連結範囲の決定について、当社が採用している方針と大きく異なる会計方針が確立された場合には当社グループの連結範囲決定方針においても大きな変更が生じ、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

（10）財務制限条項について

当社グループのコミットメントライン契約及び借入契約には、財務制限条項が付されているものがあり、当社グループの業績が悪化した場合には、財務制限条項に抵触し、借入について期限の利益を喪失する可能性が

あります。期限の利益を喪失し、一括返済が求められた場合、当社グループの事業運営に重大な影響を生じる可能性があります。

本書提出日現在、財務制限条項が付されている借入は以下のとおりであります。

当座貸越契約（貸越極度額5億円）に付されている財務制限条項（平成23年11月契約）

- () 各年度の第1四半期、第2四半期、第3四半期及び本決算期の各末日における連結の貸借対照表の純資産の部の金額を、当該各年度の前年度本決算期の末日における連結の貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- () 各年度の第2四半期及び本決算期の連結の損益計算書における経常損益について損失を計上しないこと。

コミットメントライン契約（借入極度額10億円）に付されている財務制限条項（平成24年9月及び平成25年9月契約）

- () 本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- () 本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における連結の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、平成25年9月期第3四半期決算比75%以上に維持すること。
- () 本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）における単体の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。
- () 本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含む。）における連結の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。

コミットメントライン契約（借入極度額31億円）に付されている財務制限条項（平成25年3月契約）

- () 各年度の決算期及び第2四半期累計期間（以下、「決算期等」といいます。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期等の直前の決算期等の末日または平成24年9月に終了する決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。
- () 各年度の決算期等に係る単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ経常損失を計上しないこと。

コミットメントライン契約（借入極度額8億円）に付されている財務制限条項（平成25年4月契約）

- () 各年度の決算期及び第2四半期累計期間の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、平成24年9月の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上であること。
- () 各年度の決算期及び第2四半期累計期間に係る単体の損益計算書上の経常損益に関して、経常損失を計上していないこと。

コミットメントライン契約（借入極度額10億円）に付されている財務制限条項（平成25年5月契約）

- () 平成25年9月期以降の各事業年度末日または各第2四半期会計期間末日における連結の貸借対照表における純資産の部の合計金額が、平成24年9月期末日における単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%以上であること。
- () 平成25年9月期以降の各事業年度末日または各第2四半期会計期間末日における連結の損益計算書の経常損益を損失としないこと。

融資契約（借入極度額30億円）に付されている財務制限条項（平成25年7月契約）

- () ()平成25年9月期並びに平成26年9月期の各末日における単体及び連結貸借対照表、並びに、()平成26年3月期並びに平成27年3月期の各末日における連結貸借対照表の純資産合計金額を、平成24年9月期の末日における同表の純資産合計金額の75%以上にそれぞれ維持すること。
- () ()平成25年9月期並びに平成26年9月期の各末日における単体及び連結損益計算書、並びに、()平成26年3月期並びに平成27年3月期の各末日における連結損益計算書の経常損益を、それぞれ損失としないこと。

当座貸越契約（貸越極度額5億円）に付されている財務制限条項（平成25年8月契約）

- () 各年度の第1四半期、第2四半期、第3四半期及び本決算期の各末日における連結の貸借対照表の純資産の部の合計金額を、当該各年度の前年度本決算期の末日における連結の貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。なお、平成25年9月期末日における本決算の連結の貸借対照表の純資産の部の合計金額については、平成24年9月期末日における本決算の単体の貸借対照表の純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。
- () 各年度の第2四半期及び本決算期の連結の損益計算書における経常損益について損失を計上しないこと。

コミットメントライン契約（借入極度額97億円）に付されている財務制限条項（平成25年10月契約）

- () 平成25年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成24年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- () 平成25年9月期末日以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成24年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- () 平成25年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における連結の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
- () 平成25年9月期末日以降の各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

コミットメントライン契約（借入極度額69億円）に付されている財務制限条項（平成25年10月契約）

- () 平成25年9月期決算（当該期を含む）以降、各年度の決算期の末日および第2四半期会計期間の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を平成24年9月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%および直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- () 平成25年9月期決算（当該期を含む）以降、各年度の決算期および第2四半期会計期間の末日における連結の損益計算書に示される経常損益が、損失とならないようにすること。

コミットメントライン契約（借入極度額5億円）に付されている財務制限条項（平成25年10月契約）

- () 平成25年9月期以降の各事業年度末日又は各第2四半期会計期間末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額が、平成24年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%相当を下回らないこと。
- () 平成25年9月期以降の各事業年度末日又は各第2四半期会計期間末日における連結の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

コミットメントライン契約（借入極度額14億円）に付されている財務制限条項（平成25年11月契約）

- () 平成25年9月決算期以降、各年度の決算期の末日及び第2四半期会計期間の末日における連結の貸借対照表の純資産の部の金額を、平成25年9月第3四半期決算末日における連結の貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- () 平成25年9月決算期以降、各年度の決算期及び第2四半期会計期間の末日における連結の損益計算書に示される経常損益を損失としないこと。

(11) 重要な訴訟事件等に関わるリスク

当社グループは、オペレーティング・リースを利用したタックス・リース・アレンジメント事業及びその他事業を展開していますが、これらに関連して、投資家・紹介先等より法的手続等を受ける可能性があります。当社グループが今後当事者となる可能性のある訴訟、および法的手続きの発生や結果を予測することは困難ではありますが、当社グループに不利な結果が生じた場合は、当社グループの業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 代表取締役社長への依存及び当社の事業推進体制について

当社の代表取締役社長である谷村尚永は、当社グループの創業者であるとともに、設立時より最高経営責任者であり、また、本書提出日現在、当社の発行済株式総数の2.82%（HTホールディングス株式会社（同氏が代表取締役を務める資産管理会社）の保有割合42.66%と合計した保有割合は45.48%）を保有する大株主であります。同氏は、オペレーティング・リース事業の組成・販売に関する豊富な経験と知識や、取引先、投資家等各分野にわたる人脈を有しており、また、経営方針や事業戦略等の立案及び決定を始め、当社グループの事業推進の中心的役割を担っていることから、当社グループにおける同氏への依存度は高いものとなっております。

このため当社グループでは、取締役会や社内会議において、役職員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかし、現時点においては、何らかの理由により同氏が当社グループの経営者として業務執行が困難となった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

株式譲渡契約の締結

当社は、平成25年1月28日開催の取締役会で、フィンテックグローバル証券株式会社（以下、「同社」といいます。）の全株式を取得し、子会社とすることを決議したうえで、平成25年1月29日付でフィンテックグローバル株式会社との間で、株式譲渡契約を締結いたしました。当該契約に基づき、平成25年3月1日に株式取得を完了するとともに、同日付で、同社は、株式会社 F P G 証券に商号変更しております。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」をご参照下さい。

コミットメントライン契約等の締結

当社は、タックス・リース・アレンジメント事業において、匿名組合契約に基づく権利の立替資金の効率的な調達を行うため、また、不動産関連事業で組成用不動産を取得するための資金を調達するため、一部の取引銀行と、コミットメントライン契約、当座貸越契約、資金調達枠付の融資契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末のコミットメントライン及び当座貸越契等の資金調達枠の総額は、21,950,000千円であります。

これらの契約のうち、主なものは、以下のとおりであります。

会社名	相手方の名称	契約内容及び 資金調達枠の総額	契約締結日
株式会社 F P G	株式会社三井住友銀行 及びその他5行	コミットメントライン契約 総額5,350,000千円	平成24年10月30日
株式会社 F P G	株式会社三菱東京UFJ銀行 及びその他3行	コミットメントライン契約 総額3,100,000千円	平成25年3月26日
株式会社 F P G	株式会社三井住友銀行	融資契約 総額3,000,000千円	平成25年7月26日
株式会社 F P G	株式会社みずほ銀行 及びその他5行	コミットメントライン契約 総額2,900,000千円	平成24年10月30日 及び平成24年11月20日

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

なお、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度及び前連結会計年度末との比較分析は行っておりません。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成しております。連結財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択及び適用に加え、会計上の見積りが必要となります。会計上の見積りは、商品出資金及び組成用不動産の評価額の妥当性、固定資産の減損に係る会計基準における回収可能額の算定、繰延税金資産の回収可能性の判断等が該当しますが、過去の実績や合理的な方法により見積りを行っております。ただし、見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

連結財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表」に記載しているとおりであります。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度末の資産合計は、20,240百万円となりました。

これは主に、好調な販売環境を背景に、リース事業の組成を積極的に行ったことから、商品出資金が13,436百万円となったこと、また、不動産関連事業において取得した組成用不動産が、1,208百万円となったこと、現金及び預金が3,840百万円となったことによるものであります。

負債合計は、15,751百万円となりました。

これは主に、商品出資金・組成用不動産の取得原資としての資金調達が増加したことから、借入金・社債が12,636百万円となったこと、翌年度以降に販売予定の商品出資金に係る手数料等の前受金が1,838百万円となったこと、未払法人税等が646百万円となったことによるものであります。

純資産合計は、4,489百万円となりました。

これは主に、公募増資及び第三者割当増資の実施等により、資本金及び資本剰余金が、それぞれ513百万円増加し、資本金が851百万円、資本剰余金が801百万円となったこと、利益剰余金が、配当の実施（前年度の期末配当240百万円、当年度の第2四半期末配当42百万円）により282百万円減少した一方で、当期純利益1,185百万円の計上によって、2,833百万円となったことによるものであります。

自己資本比率につきましては、増資や利益計上により、自己資本は増加しているものの、翌年度以降の販売を見据えた積極的な組成による商品出資金及びその取得資金としての借入金が増加した結果、当連結会計年度末時点で22.2%となりました。

(3) 経営成績の分析

当社グループの売上高の大半は、タックス・リース・アレンジメント事業における当社子会社（SPC）からの業務受託手数料であり、当該業務受託手数料を売上高に計上するためには、オペレーティング・リース事業の投資家に対して、出資金（匿名組合契約に基づく権利）を販売することが必要となります。またその前提として、オペレーティング・リース事業を組成する必要があります。当連結会計年度におけるオペレーティング・リース事業の組成金額は、98,395百万円、出資金販売額は、25,617百万円となった結果、当連結会計年度におけるタックス・リース・アレンジメント事業の売上高は、3,747百万円となりました。

また、タックス・リース・アレンジメント事業以外の各事業の売上高は、265百万円となりました。その結果、売上高は、4,012百万円となりました。

費用面では、売上原価600百万円、業容拡大による人員の増加等により、販売費及び一般管理費が、1,327百万円となった結果、営業利益は、2,084百万円となりました。また営業外損益等を計上した結果、経常利益は、1,961百万円、当期純利益は、1,185百万円となりました。

なお、詳細は「第2 事業の状況 1.業績等の概要 (1)業績」に記載したとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

積極的な組成に伴い、商品出資金が増加した一方で、その取得のための借入金が増加したこと等から、当連結会計年度において、現金及び現金同等物は、1,853百万円増加し、当連結会計年度末の残高は、3,840百万円となりました。

なお、詳細は「第2 事業の状況 1.業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載したとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

「第2 事業の状況 4.事業等のリスク」に記載したとおりであります。

(6) 経営戦略の現状と今後の方針

「第2 事業の状況 3.対処すべき課題」に記載したとおりであります。

第 3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループでは、当連結会計年度において、当社の大阪支店の移転及び本社の拡充に伴う内装設備の取得等で、33百万円（「F P G」セグメントで32百万円、「F P G証券」セグメントで1百万円）の設備投資を実施しました。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成25年 9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)	
			建物附属 設備 (千円)	車両運搬具 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	土地 (千円) (面積 ^{m²})		合計 (千円)
東京本社他 (東京都千代田区)	F P G	業務施設	9,275	-	24,646	35,927 (3,871.12)	69,848	51
大宮支店 (さいたま市大宮区)	F P G	業務施設	6,481	768	3,433	-	10,683	5
大阪支店 (大阪市中央区)	F P G	業務施設	16,764	-	4,650	-	21,415	7
名古屋支店 (名古屋市中区)	F P G	業務施設	6,062	1,502	2,020	-	9,585	7
福岡支店 (福岡市中央区)	F P G	業務施設	5,668	229	1,366	-	7,264	5

(注) 1. 上記の金額には消費税等を含めておりません。

2. 上記の各事業所の建物は賃借しており、駐車場等を含めた当連結会計年度の賃借料総額は、97,039千円であります。

3. 土地は遊休不動産であります。

(2) 国内子会社

平成25年 9月30日現在

会社名 (所在地)	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
				建物附属 設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
(株) F P G証券	本社 (東京都千代田区)	F P G証券	業務施設	229	1,428	1,657	6

(注) 1. 上記の金額には消費税等を含めておりません。

2. 上記の建物は賃借しており、当連結会計年度の賃借料総額は、16,100千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント 等の名称	設備 の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月		完成後 の増加 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 (株) F P G)	本社 (東京都 千代田区)	F P G	業務施設	161,437	-	自己資金	平成25年 10月	平成25年 12月	-

- (注) 1. 完成後の増加能力については、その測定が困難なため、記載を省略しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 平成25年12月の本社移転に関して、新本社における内装設備等の取得になります。
4. 上記の金額には、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上予定額は含めておりません。

(2) 重要な設備の除却等

本社移転完了後、旧本社における利用見込みのない内装設備等については、除却を予定しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	72,000,000
計	72,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年12月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,017,200	26,017,200	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	26,017,200	26,017,200	-	-

(注) 当社株式は、平成24年10月22日をもって、東京証券取引所市場第一部銘柄に指定されました。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権

(平成20年9月19日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成25年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年11月30日)
新株予約権の数(個)	10(注)1、2	10(注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	180,000(注)1、2	180,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34	34
新株予約権の行使期間	自 平成22年11月1日 至 平成30年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34 資本組入額 17	発行価格 34 資本組入額 17
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要し、新株予約権に担保権を設定することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により権利が喪失されたものを減じた数であります。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は18,000株であります。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、以下の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって以下の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、以下の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）において、これを行することを要する。新株予約権者の死亡、合併による消滅又は会社分割により本新株予約権が承継される場合には、相続人、存続会社又は承継会社による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権発行時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員のいずれかであることを要する。ただし、上場後に、任期満了による退任又は定年退職した場合及び特に取締役会の決議により承認された場合はこの限りではない。

新株予約権者は、以下の区分に従って、権利の一部又は全部を行使することができる。

() 権利行使時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員の地位にある者

(ア) 上場の日より 1 年を経過した日の翌日から 1 年以内の期間において当初の新株予約権の最大 30% 以内について権利を行使することができる。

(イ) 上場の日より 2 年を経過した日の翌日から 1 年以内の期間において既に行使済みの数を含めて当初の新株予約権の数の最大 60% 以内について権利を行使することができる。

(ウ) 上場の日より 3 年を経過した日の翌日以降は、未行使の新株予約権について権利を行使することができる。

() 上記()の区分にかかわらず上場後に任期満了退任した当社、当社子会社の取締役・監査役又は定年退職した従業員については、以下のとおりとする。

(ア) 任期満了退任日又は定年退職日までは上記()の区分に準ずる。

(イ) 任期満了退任日の翌日以降については、上場の日より 1 年を経過した日の翌日から、未行使の新株予約権を全て行使することができる。

() 上記()()以外の者は、上場の日より 1 年を経過した日の翌日から、全ての新株予約権を行使することができる。

新株予約権行使日の前日の証券取引所における当社普通株式の終値が 1 株当たり払込価額の 1.5 倍以上であることを要する。

6. その他取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書、その他重要な事項につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

新株予約権者が上記に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができる。

第2回新株予約権
(平成20年9月19日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成25年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年11月30日)
新株予約権の数(個)	10(注)1、2	10(注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	180,000(注)1、2	180,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34	34
新株予約権の行使期間	自平成22年1月1日 至平成30年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34 資本組入額 17	発行価格 34 資本組入額 17
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要し、新株予約権に担保権を設定することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利放棄されたものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は18,000株であります。
3. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、以下の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって以下の算式により払込額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、以下の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）において、これを行使することを要する。新株予約権者の死亡、合併による消滅又は会社分割により本新株予約権が承継される場合には、相続人、存続会社又は承継会社による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権発行時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員のいずれかであることを要する。ただし、上場後に、任期満了による退任又は定年退職した場合及び特に取締役会の決議により承認された場合はこの限りではない。

上場の日以前にこれを行使する場合は、取締役会の承認を要する。ただし、上場承認日の翌日までは本新株予約権は行使することはできない。

6. その他取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書、その他重要な事項につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

新株予約権者が上記に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができる。

第3回新株予約権

（平成21年9月14日臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 （平成25年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成25年11月30日）
新株予約権の数（個）	2（注）1、2	2（注）1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	36,000（注）1、2	36,000（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	34	34
新株予約権の行使期間	自 平成23年11月1日 至 平成31年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 34 資本組入額 17	発行価格 34 資本組入額 17
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要し、新株予約権に担保権を設定することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により権利が喪失されたものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は18,000株であります。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、以下の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって以下の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、以下の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）において、これを行使することを要する。新株予約権者の死亡、合併による消滅又は会社分割により本新株予約権が承継される場合には、相続人、存続会社又は承継会社による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権発行時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員のいずれかであることを要する。ただし、上場後に、任期満了による退任又は定年退職した場合及び特に取締役会の決議により承認された場合はこの限りではない。

新株予約権者は、以下の区分に従って、権利の一部又は全部を行使することができる。

- () 権利行使時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員の地位にある者
 - (ア) 上場の日より1年を経過した日の翌日から1年以内の期間において当初の新株予約権の最大30%以内について権利を行使することができる。
 - (イ) 上場の日より2年を経過した日の翌日から1年以内の期間において既に行使済みの数を含めて当初の新株予約権の数の最大60%以内について権利を行使することができる。
 - (ウ) 上場の日より3年を経過した日の翌日以降は、未行使の新株予約権について権利を行使することができる。
- () 上記()の区分にかかわらず上場後に任期満了退任した当社、当社子会社の取締役・監査役又は定年退職した従業員については、次のとおりとする。
 - (ア) 任期満了退任日又は定年退職日までは上記()の区分に準ずる。
 - (イ) 任期満了退任日の翌日以降については、上場の日より1年を経過した日の翌日から、未行使の新株予約権を全て行使することができる。

新株予約権行使日の前日の証券取引所における当社普通株式の終値が1株当たり払込価額の1.5倍以上であることを要する。

6. その他取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書、その他重要な事項につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

新株予約権者が上記に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成21年9月30日 (注) 1	56	1,056	16,800	66,800	16,800	16,800
平成21年12月26日 (注) 2	1,054,944	1,056,000	-	66,800	-	16,800
平成22年9月6日 (注) 3	150,000	1,206,000	227,700	294,500	227,700	244,500
平成22年9月28日 (注) 4	25,300	1,231,300	38,405	332,905	38,405	282,905
平成23年4月1日 (注) 5	1,231,300	2,462,600	-	332,905	-	282,905
平成23年9月21日 (注) 6	8,000	2,470,600	1,200	334,105	1,200	284,105
平成23年11月1日 (注) 7	4,941,200	7,411,800	-	334,105	-	284,105
平成24年9月14日 (注) 6	90,000	7,501,800	4,500	338,605	4,500	288,605
平成24年10月19日 (注) 8	1,000,000	8,501,800	492,695	831,300	492,695	781,300
平成24年11月14日 (注) 9	26,600	8,528,400	13,105	844,406	13,105	794,406
平成25年6月1日 (注) 7	17,056,800	25,585,200	-	844,406	-	794,406
平成25年9月13日 (注) 6	432,000	26,017,200	7,344	851,750	7,344	801,750

(注) 1 . 有償第三者割当

割当先 法人20名 個人2名 合計22名、発行価額 600,000円、資本組入額 300,000円

2 . 株式分割 (1 : 1,000)

3 . 有償一般募集

発行価格 3,300円、発行価額 3,036円、資本組入額 1,518円、払込金総額 455,400千円

4 . 有償第三者割当 (オーバーアロットメントによる売出に関連した第三者割当増資)

発行価額 3,036円、資本組入額 1,518円、割当先 野村證券株式会社

5 . 株式分割 (1 : 2)

6 . 新株予約権の行使による増加

7 . 株式分割 (1 : 3)

8 . 有償一般募集

発行価格 1,046円、発行価額 985.39円、資本組入額 492.695円、払込金総額 985,390千円

9 . 有償第三者割当 (オーバーアロットメントによる売出に関連した第三者割当増資)

発行価額 985.39円、資本組入額 492.695円、割当先 大和証券株式会社

(6) 【所有者別状況】

平成25年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	23	40	61	62	9	6,206	6,401	-
所有株式数(単元)	-	37,318	9,846	117,868	14,618	44	80,453	260,147	2,500
所有株式数の割合(%)	-	14.34	3.78	45.31	5.62	0.02	30.93	100.00	-

(注) 自己株式2,106株は、「個人その他」に21単元及び「単元未満株式の状況」に6株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
HTホールディングス株式会社	東京都港区赤坂3-21-21	11,100,000	42.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,491,200	5.73
谷村尚永	東京都港区	733,200	2.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	607,400	2.33
日本生命保険相互会社特別勘定年金口	東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命証券管理部内	509,200	1.96
谷村真紀	東京都港区	504,000	1.94
上田直之	埼玉県越谷市	360,000	1.38
ピーエヌワイエム エスエーエヌブイ ピーエヌワイエム クライアント アカウント エムピーシーエス ジャパン (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	RUE MONTOYER 46 1000 BRUSSELES BELGIUM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	233,100	0.90
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	230,600	0.89
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	224,700	0.86
計	-	15,993,400	61.47

(注) 日本生命保険相互会社から、同社及びニッセイアセットマネジメント株式会社を共同保有者として、平成25年8月15日現在の保有株式数を記載した平成25年8月22日付大量保有報告書(変更報告書)が近畿財務局長に提出されておりますが、当社として平成25年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。なお、同社の大量保有報告書(変更報告書)の主な内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数	株券等保有割合(%)
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋三丁目5番12号	617,500	2.41
ニッセイアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	1,397,900	5.46

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,100	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,012,600	260,126	同上
単元未満株式	普通株式 2,500	-	(注)
発行済株式総数	26,017,200	-	-
総株主の議決権	-	260,126	-

(注) 「単元未満株式」欄には当社所有の自己株式6株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 F P G	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	2,100	-	2,100	0.01
計	-	2,100	-	2,100	0.01

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

平成20年9月19日臨時株主総会決議

会社法の規定に基づき、平成20年9月30日現在の取締役、監査役、従業員、取引先の一部及びその他個人に対して新株予約権を付与することを、平成20年9月19日の臨時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

平成20年第1回新株予約権

決議年月日	平成20年9月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 監査役 3 従業員 9 取引先 31
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 提出日現在におきましては、付与対象者は、権利行使及び退職等による権利喪失により41名減少しております。

平成20年第2回新株予約権

決議年月日	平成20年9月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役2 その他個人1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 提出日現在におきましては、付与対象者は、権利放棄により2名減少しております。

平成21年9月14日臨時株主総会決議

会社法の規定に基づき、平成21年9月30日現在の従業員の一部に対して新株予約権を付与することを、平成21年9月14日の臨時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

決議年月日	平成21年9月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員18
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 提出日現在におきましては、付与対象者は、権利行使及び退職等による権利喪失により17名減少しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,404	-
当期間における取得自己株式	45	48,375

(注) 1. 平成25年6月1日付をもって普通株式1株を3株に分割しております。上記の当事業年度における取得自己株式数は、株式分割による取得株式であります。

2. 当期間における取得自己株式には、平成25年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの株式の買取請求による株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	2,106	-	2,151	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、平成25年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式数は含めておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成25年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社の利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主への利益還元を重視し、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。当該方針のもと、平成25年9月期に係る配当につきましては、株主の皆様に対する利益還元をより明確にするため、業績に応じた利益還元を実施すべく、配当性向の目標を概ね30%以上とすることとしておりました。なお、平成26年9月期以降の配当方針につきましては、連結配当性向の目標を概ね30%以上とすることに変更しております。

上記方針に基づき、平成25年9月期の1株当たり配当金は、中間配当（第2四半期末配当）5円00銭、期末配当14円67銭の年間合計19円67銭を実施させて頂きました。この結果、配当性向は、連結配当性向35.1%、個別配当性向33.6%となりました。

内部留保資金につきましては、主に今後の成長資金及びオペレーティング・リース事業の組成資金に充当し、さらなる利益獲得のために有効活用してまいります。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としておりますが、平成25年9月期においては、東京証券取引所市場第一部上場に関する記念配当として、1株当たり5円00銭の中間配当（第2四半期末配当）を行いました。

配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成25年5月13日 取締役会決議	42,638	5.00
平成25年12月20日 定時株主総会決議	381,641	14.67

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月
最高（円）	-	3,600	3,410 4,605	2,456 1,060	5,440 1,535
最低（円）	-	2,610	1,960 1,350	1,780 501	885 806

（注）1．最高・最低株価は、平成22年9月7日から平成22年10月11日までは、大阪証券取引所JASDAQにおける株価を、平成22年10月12日より平成23年10月2日までは、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における株価を、平成23年10月3日から平成24年10月21日までは、東京証券取引所市場第二部における株価を、平成24年10月22日から、それ以後は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。なお、平成22年9月7日付をもって大阪証券取引所JASDAQに株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

- 2．印は、株式分割（平成23年4月1日、1株 2株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。
- 3．印は、株式分割（平成23年11月1日、1株 3株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。
- 4．印は、株式分割（平成25年6月1日、1株 3株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	4,580	5,440 1,499	1,424	1,535	1,306	1,249
最低（円）	2,720	3,525 1,295	806	1,124	972	975

（注）1．最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

- 2．印は、株式分割（平成25年6月1日、1株 3株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

5【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	代表 執行役員	谷村 尚永	昭和34年 7月25日生	昭和58年4月 住商リース株式会社(現三井住友ファイナンス& リース株式会社)入社 平成10年8月 ING Lease Japan N.V東京支店在日代表 平成13年11月 有限会社ファイナンシャル・プロダクト・グループ (現 当社)設立 当社代表取締役社長(現任) 平成24年12月 当社代表執行役員(現任) 平成25年3月 株式会社F P G証券代表取締役会長(現任)	(注)3	733,200
取締役		門多 丈	昭和22年 4月18日生	昭和46年7月 三菱商事株式会社入社 平成11年4月 三菱商事証券株式会社代表取締役社長 平成19年4月 株式会社カドタ・アンド・カンパニー代表取締役 (現任) 平成19年6月 株式会社八十二銀行監査役(現任) 平成19年10月 株式会社アドバンテッジアドバイザーズ監査役(現 任) 平成20年7月 当社監査役 平成21年9月 一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会 代表理事(現任) 平成24年12月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役		船山 雅史	昭和27年 8月30日生	昭和51年12月 アーサーアンダーセンアンドカンパニー入社 昭和62年8月 シティバンク・プライベートバンク入社 平成 8年11月 リパブリックニューヨーク銀行プライベートバンキ ング入社 平成18年10月 船山公認会計士事務所代表(現任) 平成20年6月 株式会社フィナンテック取締役(現任) 平成20年7月 当社監査役 平成24年12月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役		土岐 大介	昭和36年 1月9日生	昭和61年4月 日本鋼管株式会社(現 JFEスチール株式会社)入社 昭和62年12月 日興証券株式会社(現 SMBC日興証券株式会社)入 社 平成 2年3月 ゴールドマン・サックス証券会社(現 ゴールドマ ン・サックス証券株式会社)東京支店入社 平成13年7月 同社共同東京支店長 平成14年7月 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント 株式会社代表取締役社長 平成24年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授 平成24年7月 金沢工業大学知的創造・経営研究所客員教授(現 任) 平成25年10月 東北大学特任教授(客員)(現任) 平成25年10月 当社顧問 平成25年12月 当社取締役(現任)	(注)3	-
常勤監査役		安田 正敏	昭和22年 8月17日生	昭和46年7月 株式会社日立製作所入社 昭和58年1月 シティバンク東京支店入社 昭和63年7月 シティコープ・スクリムジャー・ヴィッカーズ証券 東京支店支店長 平成 4年7月 キャンターフィッツジェラルド 日本代表 平成18年12月 株式会社MM総研取締役副所長 平成21年9月 一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会専 務理事(現任) 平成22年3月 株式会社ネットワークバリューコンポネンツ監査役 (現任) 平成23年2月 株式会社好日山荘監査役(現任) 平成23年6月 株式会社アパレルウェブ監査役(現任) 平成24年12月 当社監査役(現任) 平成25年12月 株式会社F P G証券監査役(現任)	(注)4	-
監査役		吉利 友克	昭和27年 10月4日生	昭和50年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀 行)入行 平成11年7月 アイエヌジー生命保険株式会社入社 平成14年7月 アイエヌジー投信株式会社代表取締役社長 平成22年7月 医療法人社団松英会顧問(現任) 平成24年12月 当社監査役(現任)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		常峰 仁	昭和28年 10月9日生	昭和52年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入行 平成14年4月 同行 大阪支店長 平成16年6月 シンキ株式会社顧問 平成16年6月 同社代表取締役会長兼会長執行役員 平成17年6月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 平成21年5月 株式会社アプラス（現 株式会社アプラスフィナンシャル）顧問 平成21年6月 同社代表取締役社長最高経営責任者 平成23年4月 同社取締役会長 平成25年12月 当社監査役（現任）	(注) 4	-
計						733,200

- (注) 1. 取締役門多丈、船山雅史及び土岐大介は、社外取締役であります。
2. 監査役安田正敏、吉利友克及び常峰仁は、社外監査役であります。
3. 平成25年12月20日開催の定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
4. 平成25年12月20日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
5. 当社は、意思決定・監督と職務執行を分離し、取締役会の活性化・機能強化を図るため、執行役員制度を導入しております。本書提出日現在の執行役員は以下のとおりとなります。

代表執行役員 谷村 尚永 保険推進室・M & A 推進室・不動産推進室担当
 常務執行役員 上田 直之 大阪支店・名古屋支店・福岡支店担当
 常務執行役員 高橋 和樹 東京営業部・大宮支店・営業サポート部・ストラクチャードファイナンス部担当
 東京営業部長
 執行役員 久保出健二 経理部担当 経理部長
 執行役員 森垣 智哉 財務部・総務部・人事部・法務部担当 財務部長・人事部長
 執行役員 松本 孝博 ストラクチャードファイナンス部担当 ストラクチャードファイナンス部長

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、金融分野での「真のプロフェッショナル」を目指す企業理念のもと、顧客にとって最適な金融商品・サービスを提供することを通じて、企業価値の最大化を図ってまいります。

なお、「真のプロフェッショナル」とは、以下の条件を満たす必要があると考えております。

- ・高度な専門技術を有していなければならない。
- ・専門技術を活用するには、厳格な倫理観を有していなければならない。
- ・全ての技術は、顧客の利益のために捧げなければならない。

当社は、この企業理念のもと、高度な専門能力が必要となる金融分野で、企業価値の最大化を実現するため、最適な経営体制の整備や、役職員の意識・能力向上を含めたコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、執行役員制度を導入し、個々の分野の業務執行は、取締役会が選任する執行役員が担当し、取締役会は、経営上の重要な事項についての意思決定と、業務執行の監督に注力する体制とすることで、意思決定の迅速化と、業務執行機能強化による経営の効率化を図っております。

また、当社は、監査役が、取締役の業務執行の監査を行う体制が、経営の健全性・透明性を高める観点から、最も適切であると考えて、監査役会設置会社の形態を採用しております。

取締役会は、本書提出日現在4名の取締役から構成されております。取締役会は、毎月1回、また必要に応じて適時に開催しております。また、経営の透明性・公正性を確保し、高度な専門能力が必要となる金融分野での成長を実現するため、金融分野に精通した社外取締役3名を選任しております。

執行役員は、本書提出日現在6名選任しており、各々、担当分野の業務執行を行うとともに、代表取締役社長が兼任する代表執行役員が議長を務める執行役員会を、毎月1回または必要に応じて開催し、業務執行の決定・報告、取締役会への上程事項の審議等を行っております。

監査役会は、本書提出日現在3名の監査役から構成されております。このうち常勤監査役は1名であります。監査役会は、最低月1回、また必要に応じて適時に開催しております。各監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づき監査役監査を実施し、取締役の業務執行の監査及び監視を行っております。また、監査機能の一層の強化を図るため、知識・経験を豊富に有する社外監査役3名を選任しております。

コンプライアンスの徹底を図るため、代表執行役員が委員長を務めるコンプライアンス委員会を、定期または臨時に開催しております。

内部統制システムの整備の状況及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について定め、公正で健全な経営の推進に努めております。この決議の概要は次のとおりです。

(1) 役員および使用人の職務の執行のコンプライアンスを確保するための体制

当社は、既に定めある「コンプライアンスポリシー」を法令遵守および倫理維持の基本方針とし、役員および使用人に周知徹底し、業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その遵守および推進を求めらる。

取締役会は、コンプライアンスに関する重要事項を審議するため設置する「コンプライアンス委員会」を通じて、定期的にコンプライアンス態勢を見直し、問題点の把握と改善に努める。

役員および使用人の職務の執行における法令・社内規程・規則等の遵守状況について日常的に相互監視を行うとともに、監査役および内部監査室は連携し、定期的に当社および主要な関係会社について、その遵守体制の有効性の検証を行う。また、内部通報制度を設置し、不祥事、コンプライアンス上疑義ある行為等について通報窓口を設置し、早期発見と是正を図る。コンプライアンス違反者に対しては、「社員就業規則」に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

社外取締役を置くことにより、役員および使用人の職務執行に対する監督機能の強化を図る。

既に定めある「コンプライアンスポリシー」の反社会的勢力に対する基本方針に基づき要領等に明文化し周知徹底を図り、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、警察、弁護士等とも連携して毅然とした態度で組織的に対応する。

金融商品取引法に基づく信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、財務報告に係る内部統制の整備、運用を適切に行う。

コンプライアンス統括部門を強化し、法務部との連携を図りながら、当社の事業に適用される法令、金融庁の監督指針および検査マニュアル等の最新の内容を正確に把握し、法改正に応じて所要の規程改定を行い、その内容を関連部署に周知徹底することにより、法令遵守態勢を整備する。

(2) 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員の職務の執行に際しては、既に定めある「文書管理規程」に基づき取締役会議事録、執行役員会議事録等の文書（電磁的情報を含む）・記録の作成、保存および管理を適正に行う。

監査役および内部監査室は連携し、定期的に情報の保存および管理について、監査を行う。

個人情報、法令および「個人情報保護基本規程」に基づき厳重かつ適切に管理する。

取締役および執行役員は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令等に従って適時かつ適切に開示する。

(3) リスク管理に関する規程その他の体制

リスク管理の体制については、既に定めある「リスクマネジメント基本規程」に基づき、総合的に整備し、リスクの把握、評価およびリスク管理・低減対応状況のモニタリングを行い、常に見直し改善を図り、それに則った厳格な運営を行う。

オペレーショナルリスク等の管理については、災害・事故発生時等の報告体制を整備し、顧客保護に重点を置いて、事故の予防および発生事故の早期解決を図るとともに再発防止の対策を講じる。

大規模災害や新型インフルエンザの流行等の当社に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、未然に防止する。万一発生した場合には事業への損害、業務の中断を最小限にとどめるために、事業継続計画（BCP）を策定し、事業継続態勢の実効性向上に努める。

(4) 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の意思決定の迅速化・監督機能の強化および業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入し、業務執行権限を法令に反しない範囲で執行役員会または各執行役員に委譲する。各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、取締役会の決定に従い、規程等に定められた権限および責任の範囲で、自己の職務を執行する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月開催するとともに、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行い、相互に職務執行を監督する。取締役会の手続および取締役会の権限範囲等は、既に定めある「取締役会規程」に基づき、常に見直し改善を図り、それに則った厳格な運営を行う。

取締役および執行役員による効果的な業務運営を確保するため、既に定めある「組織規程」、「職務権限規程」および「職務分掌規程」に基づき、取締役および執行役員の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の適切かつ効率的な運営を図る。

取締役会は、当社の企業理念を定めるとともに、中期経営計画および年度計画を策定し、役員および使用人に周知徹底し、適切な経営管理に努め、取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

その他社内規程を整備することにより、取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社および関連会社については、当社の経営方針に従った適正な業務運営および実効性のある管理が行われるよう、関係会社管理規程を制定する。

子会社の役員に当社役員または当社使用人その他適切な人材を選任するとともに、子会社の財務報告の適正性を確保するための体制を整備・運用せしめ、その業務の状況を当社が監理する。特に、重要な事項については、当社の執行役員会での審議および取締役会への付議を行う。

関連会社については、当社の経営方針と整合した適正な業務が行われていることについて、関連会社の役員または使用人から報告を受け、必要に応じて、対応を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合には、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人の人数、権限、所属する組織、指揮命令権等について決定し、使用人の人事発令等を速やかに行う。

(7) 前号の使用人の取締役および執行役員からの独立性に関する事項

前号により設置される監査役を補助すべき組織の使用人の独立性を確保するため、使用人は、監査役以外の者からの指揮命令を受けないものとし、当該組織およびその使用人の人事（異動、評価、懲戒等）に関しては、代表取締役が監査役の同意を得た上決定する。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会、執行役員会および子会社を含めた重要な会議に出席し、業務執行状況の報告を受け、意見を述べることができる。

監査役には主要な稟議書その他社内の重要書類が回付され、または、要請があれば直ちに関係書類・資料等が提出され、閲覧できる。

監査役は、定期的に代表取締役との監査役監査の環境整備の状況および監査上の重要課題等に関する意見交換会を開催するほか、必要に応じて他の取締役および使用人からその業務および財産の状況等に関する報告・説明を受けることができる。

取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に当該事実を報告する。

監査役は、内部監査室の監査報告を受ける。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および執行役員は、監査役職責、心構え、監査体制、監査にあたっての基準、行動指針等を明確にした「監査役監査基準」および毎年策定する監査計画書を熟知するとともに、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備、実効性確保に努める。

監査役が必要と認めるときは、代表取締役等と協議の上、特定の事項について、内部監査室に監査の協力を求めることができる。また、監査役は、各部室店所に対しても、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。

代表取締役は、監査役が、子会社の監査役と連携した監査役会の実施、子会社への監査結果の報告、子会社の代表者との意見交換等を行うよう努める。

監査役は、会計監査人と、両者の監査業務の品質および効率を高めるため、相互協議に基づき、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。また、監査役、会計監査人および内部監査室との間で、三様監査連絡会を開催する。

責任免除契約の状況

当社は、現行定款において、社外取締役及び社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨規定しております。

当該定款に基づき、当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

() 社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

() 社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

監査役監査、内部監査及び会計監査の状況

() 監査役監査

監査役会は、監査役3名から構成されており、いずれも社外監査役であります。監査役吉利友克氏及び監査役常峰仁氏は、銀行での融資業務の経験を有する等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役は、監査役会で定めた年度監査計画に基づいて監査の実施、取締役会への出席、各取締役との定期的面談等を行うことで、取締役の職務執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかを監査しております。また、監査役は、会計監査人との面談・報告等を通じ、相互に情報を共有しながら監査を行っております。また内部監査室とは、随時の面談、内部監査結果の確認、監査への立会などを通じ、相互に情報を共有しながら監査を行っております。

() 内部監査

当社では、代表取締役社長直轄の内部監査室（専任担当者1名）が、当社の業務活動全般に関して、内部統制の有効性を評価しております。内部監査室は、年度監査計画を策定し、被監査部門に対する監査を実施しております。また監査結果を代表取締役社長及び監査役に報告するとともに、被監査部門における改善状況を点検し、実効性かつ有効性の高い監査を実施しております。また、内部監査室は、会計監査人との面談等を通じて、相互に情報を共有しながら監査を実施しております。

() 会計監査

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、当該監査法人の監査を受け、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正化に努めております。

なお、業務を執行した公認会計士の氏名、所属する法人名及び継続する監査年数は次のとおりであり、監査業務に係る体制は、監査責任者2名、公認会計士5名及びその他5名より構成されております。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員	山崎 博行	新日本有限責任監査法人
業務執行社員	長南 伸明	

継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

社外取締役と社外監査役

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。当社の取締役4名のうち、社外取締役3名を設置することで、取締役会の監視・監督機能の一層の強化を図っております。また当社の監査役3名について、すべて社外監査役とし、取締役の職務の執行について、適切な監査を受けることで、経営の透明性・公正性を確保しております。

社外取締役門多丈氏は、大手商社系証券子会社における企業経営者として、国際金融と企業投資に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、適切な業務執行及び監督が可能であると判断しております。

社外取締役船山雅史氏は、大手監査法人及び大手金融機関におけるプライベートバンキング業務に携わったことにより、会計と金融に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、適切な業務執行及び監督が可能であると判断しております。

社外取締役土岐大介氏は、大手外資系証券会社における金融及び経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、適切な業務執行及び監督が可能であると判断しております。

当社は、社外取締役に、門多丈氏36,000株、船山雅史氏36,000株の新株予約権を付与（株数はいずれも本書提出日現在の株数）しております。社外取締役門多丈氏は、株式会社カドタ・アンド・カンパニーの代表取締役を、社外取締役船山雅史氏は、船山公認会計士事務所代表を兼職しておりますが、当社と両氏の兼職先との間には、取引関係等、特別な利害関係はありません。また、社外取締役門多丈氏は、株式会社八十二銀行の社外監査役を兼職しております。当社と、同行との間には、金融取引がありますが、同氏は同行の業務執行者ではなく、また、同行との金融取引額は、当社の他の金融機関との金融取引額の総額に占める重要性もないことから、同氏の兼職が、同氏の独立性に与える影響はないと判断しております。その他、各社外取締役とも、主要な取引先の出身者等ではないことなど、当社との間には特別な利害関係はなく、独立した立場での業務執行の監督が可能と判断しております。

社外監査役安田正敏氏、吉利友克氏及び常峰仁氏は、他社での経験が豊富であり、適切な監査の遂行が可能であると判断しております。社外監査役安田正敏氏は、当社の連結子会社である株式会社F P G証券の社外監査役を兼任しております。その他、各社外監査役とも、主要な取引先の出身者等ではないことなど、当社との間には特別な利害関係はなく、独立した立場での監査が可能と判断しております。

当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準及び方針は設けておりませんが、上記関係から鑑みると、各社外役員は、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にはないと判断し、全員を東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

社外取締役及び社外監査役は、取締役会への出席及び随時の情報徴求等を通じて、業務執行部門の監督・監査を行っております。社外監査役のうち常勤監査役が、業務監査の中心を担っており、すべての社外監査役は、監査役会等を通じ、常に情報を共有して、監査を行っております。また、内部監査室とも、随時連携し、相互に情報を共有しながら監査を行っております。

社外取締役は、監査役と随時の情報共有を図ることで、社外監査役を含めた監査役と連携しております。内部監査室からの監査結果等についても、適時に報告を受け、課題を共有しております。

また、社外取締役及び社外監査役とも、会計監査人と、適時の面談、定期的な報告会への出席等によって、情報共有を図り、連携しております。

役員報酬等

- () 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	60,750	60,750	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	
社外役員	21,300	21,300	-	-	-	7

(注) 社外役員のうち、社外取締役門多丈氏及び船山雅史氏は、平成24年12月の第11期定時株主総会の終結の時まで、両氏とも、社外監査役でありました。上記の、対象となる役員の員数につきましては、両氏とも、それぞれ、社外取締役1名及び社外監査役1名の2名として、記載しております。

- () 提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

- () 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、株主総会で承認された取締役及び監査役の報酬の限度内で、会社の業績及び役員個々の業務執行状況を勘案し決定しております。

株式の保有状況

- () 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

該当事項はありません。

- () 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

- () 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、株主総会を円滑に運営するため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待された役割を十分発揮できるように、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	17,000	-	19,400	-
連結子会社	-	-	-	-
計	17,000	-	19,400	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、会社規模や業態を鑑み、監査公認会計士と検討したうえで決定しています。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(3) 当連結会計年度(平成24年10月1日から平成25年9月30日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成24年10月1日から平成25年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成24年10月1日から平成25年9月30日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体や会計に関する専門機関が実施する研修への参加等を行っております。

1 【連結財務諸表等】
（1）【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

（単位：千円）

		当連結会計年度 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		3,840,392
売掛金		35,495
貯蔵品		1,750
商品出資金		13,436,096
組成用不動産		1,208,886
繰延税金資産		353,840
その他		309,201
流動資産合計		19,185,664
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）		44,481
車両運搬具（純額）		2,501
工具、器具及び備品（純額）		37,544
土地		35,927
有形固定資産合計	¹	120,454
無形固定資産		
のれん		48,996
その他		3,344
無形固定資産合計		52,341
投資その他の資産		
関係会社株式	^{2, 3}	207,450
繰延税金資産		33,540
敷金及び保証金	³	572,025
その他	²	69,220
投資その他の資産合計		882,236
固定資産合計		1,055,032
資産合計		20,240,696

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成25年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	148,353
短期借入金	12,086,400
1年内返済予定の長期借入金	200,000
1年内償還予定の社債	20,000
未払法人税等	646,633
前受金	1,838,292
賞与引当金	71,142
資産除去債務	26,081
その他	318,416
流動負債合計	15,355,319
固定負債	
社債	30,000
長期借入金	300,000
資産除去債務	17,484
その他	48,398
固定負債合計	395,882
負債合計	15,751,202
純資産の部	
株主資本	
資本金	851,750
資本剰余金	801,750
利益剰余金	2,833,899
自己株式	310
株主資本合計	4,487,089
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	2,404
その他の包括利益累計額合計	2,404
純資産合計	4,489,494
負債純資産合計	20,240,696

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
売上高	4,012,740
売上原価	600,833
売上総利益	3,411,906
販売費及び一般管理費	¹ 1,327,269
営業利益	2,084,637
営業外収益	
受取利息	49,422
為替差益	9,410
持分法による投資利益	12,276
不動産賃貸料	15,331
その他	1,366
営業外収益合計	87,808
営業外費用	
支払利息	53,129
株式交付費	2,319
支払手数料	153,941
不動産賃貸費用	1,736
その他	39
営業外費用合計	211,166
経常利益	1,961,278
特別損失	
固定資産除却損	² 422
関係会社株式評価損	342
特別損失合計	764
税金等調整前当期純利益	1,960,514
法人税、住民税及び事業税	967,895
法人税等調整額	193,252
法人税等合計	774,643
少数株主損益調整前当期純利益	1,185,870
当期純利益	1,185,870

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前当期純利益	1,185,870
その他の包括利益	
持分法適用会社に対する持分相当額	2,404
その他の包括利益合計	2,404
包括利益	1,188,275
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	1,188,275
少数株主に係る包括利益	-

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	338,605
当期変動額	
新株の発行	513,144
当期変動額合計	513,144
当期末残高	851,750
資本剰余金	
当期首残高	288,605
当期変動額	
新株の発行	513,144
当期変動額合計	513,144
当期末残高	801,750
利益剰余金	
当期首残高	1,924,122
当期変動額	
剰余金の配当	282,673
当期純利益	1,185,870
持分法の適用範囲の変動	6,580
当期変動額合計	909,777
当期末残高	2,833,899
自己株式	
当期首残高	310
当期末残高	310
株主資本合計	
当期首残高	2,551,022
当期変動額	
新株の発行	1,026,289
剰余金の配当	282,673
当期純利益	1,185,870
持分法の適用範囲の変動	6,580
当期変動額合計	1,936,066
当期末残高	4,487,089

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	
当期首残高	-
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,404
当期変動額合計	2,404
当期末残高	2,404
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	-
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,404
当期変動額合計	2,404
当期末残高	2,404
純資産合計	
当期首残高	2,551,022
当期変動額	
新株の発行	1,026,289
剰余金の配当	282,673
当期純利益	1,185,870
持分法の適用範囲の変動	6,580
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,404
当期変動額合計	1,938,471
当期末残高	4,489,494

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	1,960,514
減価償却費	39,834
のれん償却額	6,471
関係会社株式評価損	342
固定資産除却損	422
賞与引当金の増減額（ は減少）	3,794
受取利息	49,422
支払利息	53,129
株式交付費	2,319
支払手数料	153,591
為替差損益（ は益）	2,411
持分法による投資損益（ は益）	12,276
売上債権の増減額（ は増加）	5,618
商品出資金の増減額（ は増加）	10,283,636
組成用不動産の増減額（ は増加）	1,208,886
敷金及び保証金の増減額（ は増加）	156,000
仕入債務の増減額（ は減少）	80,775
前受金の増減額（ は減少）	1,281,186
その他	40,941
小計	8,173,161
利息の受取額	49,422
利息の支払額	52,927
法人税等の支払額	776,105
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,952,771
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	32,685
無形固定資産の取得による支出	3,640
子会社株式の取得による支出	51,950
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 55,017
敷金及び保証金の差入による支出	307,940
敷金及び保証金の回収による収入	3,722
その他の収入	48,398
その他の支出	27,301
投資活動によるキャッシュ・フロー	426,415
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（ は減少）	10,479,300
長期借入れによる収入	300,000
長期借入金の返済による支出	121,174
社債の償還による支出	20,000
株式の発行による収入	1,021,544
配当金の支払額	283,607
手数料の支払額	145,958
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,230,104
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,411
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	1,853,328
現金及び現金同等物の期首残高	1,987,063

現金及び現金同等物の期末残高

¹ 3,840,392

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社F P G証券

株式会社F P Gリアルエステート

当連結会計年度において、株式会社F P G証券の全株式を取得したことに伴い、同社を連結子会社としております。なお、これにより、当連結会計年度より、連結財務諸表を作成しております。

また、株式会社F P Gリアルエステートを新たに設立したことにより、連結子会社としております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

一般社団法人S P Cマネージメント等 188社

(連結の範囲から除いた理由)

匿名組合事業の営業者である子会社については「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第1項第2号により、連結の範囲に含めることにより、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められること、またそれ以外の子会社については、同規則第5条第2項により、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目が、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないことから、連結の範囲から除外しております。

(3) 開示対象特別目的会社

開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、「1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(開示対象特別目的会社に関する注記)」に記載しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数 2社

持分法適用の関連会社の名称

FPG ASSET & INVESTMENT MANAGEMENT B.V.

FPG ASSET & INVESTMENT MANAGEMENT ASIA PTE.LTD.

上記の関連会社2社は、当連結会計年度より、連結財務諸表の作成を開始したことに伴い、持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社のうち主要な会社等の名称

一般社団法人S P Cマネージメント等 188社

(持分法を適用しない理由)

匿名組合事業の営業者である子会社については「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第10条第1項第2号により、持分法を適用することにより、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められること、またそれ以外の子会社については、同規則第10条第2項により、子会社の損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社及び持分法適用関連会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社F P G証券の決算日は、3月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、株式会社F P Gリアルエステートの決算日は、9月30日であり、連結決算日と一致しております。

持分法適用関連会社の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式（持分法非適用の非連結子会社株式）

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

デリバティブ

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8～18年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 3～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外関連会社に持分法を適用するにあたっては、資産及び負債、収益及び費用は、決算時の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法による償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

商品出資金の会計処理

当社は匿名組合契約に基づく権利の立替金を「商品出資金」として計上しております。子会社（特別目的会社）が行うリース事業の組成時に、当社が立替えた金額を「商品出資金」に計上し、投資家に地位譲渡した場合には、「商品出資金」を減額し、対応する手数料を売上高に計上しております。

組成用不動産の会計処理

当社は、不動産特定共同事業に参加する投資家に譲渡する目的で取得した不動産を、「組成用不動産」として計上しております。投資家に当該不動産を譲渡した際に、「組成用不動産」を減額し、対応する手数料を売上高に計上しております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年10月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表関係)

- 1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成25年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	111,986千円

- 2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成25年9月30日)
関係会社株式	207,450千円
その他(関係会社出資金)	42,059

- 3 担保提供資産

関係会社株式16,924千円は、関係会社の銀行借入金の物上保証に供しております。

また、敷金及び保証金のうち、171,000千円を、保険仲立人事業を行うため、保険業法に基づき、法務局に供託し、25,000千円を、不動産関連事業を行うため、宅地建物取引業法に基づき、法務局に供託しております。

- 4 コミットメントライン契約等

当社は、匿名組合契約に基づく権利の立替資金の効率的な調達を行うため、また、不動産関連事業で組成用不動産を取得するための資金を調達するため、一部の取引銀行と、コミットメントライン契約、当座貸越契約、資金調達枠付の融資契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

コミットメントライン及び 当座貸越極度額等の総額	21,950,000千円
借入実行残高	11,337,400千円
差引額	10,612,600千円

上記のコミットメントライン契約、当座貸越契約、融資契約には、以下のとおり、財務制限条項が付されているものがあります。

当座貸越契約(平成23年11月契約)

相手先：株式会社あおぞら銀行

極度額： 500,000千円

借入実行残高： -千円

- () 各年度の第1四半期、第2四半期、第3四半期及び本決算期の各末日における連結の貸借対照表の純資産の部の金額を、平成24年9月の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

- () 各年度の第2四半期及び本決算期の連結の損益計算書における経常損益について損失を計上しないこと。

コミットメントライン契約(平成24年10月契約)

相手先：株式会社三井住友銀行及びその他5行

極度額： 5,350,000千円

借入実行残高： 3,498,900千円

- () 平成24年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成23年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。但し、平成25年9月期第2四半期会計期間末日については、連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成23年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持することとする。

- () 平成24年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。但し、平成25年9月期第2四半期会計期間末日については、連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

コミットメントライン契約（平成24年10月及び11月契約）

相手先：株式会社みずほ銀行及びその他5行

極度額： 2,900,000千円

借入実行残高： 1,058,500千円

- () 平成24年9月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額、および第2四半期会計期間の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、平成23年9月期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%および直前の決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- () 平成24年9月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の損益計算書、および第2四半期会計期間の末日における連結の損益計算書に示される経常損益が、損失とならないようにすること。

コミットメントライン契約（平成24年11月契約）

相手先：株式会社千葉銀行及びその他2行

極度額： 900,000千円

借入実行残高： 900,000千円

- () 平成24年9月決算期以降、各年度の決算期の末日及び各第2四半期会計期間の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額を、平成23年9月期末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- () 平成24年9月決算期以降、各年度の決算期及び第2四半期における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

コミットメントライン契約（平成25年3月契約）

相手先：株式会社三菱東京UFJ銀行及びその他3行

極度額： 3,100,000千円

借入実行残高： 1,450,000千円

- () 各年度の決算期及び第2四半期累計期間（以下、「決算期等」といいます。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期等の直前の決算期等の末日または平成24年9月に終了する決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。
- () 各年度の決算期等に係る単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ経常損失を計上しないこと。

コミットメントライン契約（平成25年4月契約）

相手先：株式会社第四銀行

極度額： 800,000千円

借入実行残高： 800,000千円

- () 各年度の決算期及び第2四半期累計期間の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、平成24年9月の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上であること。
- () 各年度の決算期及び第2四半期累計期間に係る単体の損益計算書上の経常損益に関して、経常損失を計上していないこと。

コミットメントライン契約（平成25年5月契約）

相手先：株式会社東京スター銀行

極度額： 1,000,000千円

借入実行残高： 1,000,000千円

- () 平成25年9月期以降の各事業年度末日又は各第2四半期会計期間末日における連結の貸借対照表における純資産の部の合計金額が、平成24年9月期末日における単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%以上であること。
- () 平成25年9月期以降の各事業年度末日又は各第2四半期会計期間末日における連結の損益計算書の経常損益を損失としないこと。

融資契約（平成25年7月契約）

相手先：株式会社三井住友銀行

極度額： 3,000,000千円

借入実行残高： 730,000千円

- () ()平成25年9月期並びに平成26年9月期の各末日における単体及び連結貸借対照表、並びに、()平成26年3月期並びに平成27年3月期の各末日における連結貸借対照表の純資産合計金額を、平成24年9月期の末日における同表の純資産合計金額の75%以上にそれぞれ維持すること。
- () ()平成25年9月期並びに平成26年9月期の各末日における単体及び連結損益計算書、並びに、()平成26年3月期並びに平成27年3月期の各末日における連結損益計算書の経常損益を、それぞれ損失としないこと。

当座貸越契約（平成25年8月契約）

相手先：株式会社あおぞら銀行

極度額： 500,000千円

借入実行残高： 500,000千円

- () 各年度の第1四半期、第2四半期、第3四半期及び本決算期の各末日における連結の貸借対照表の純資産の部の合計金額を、当該各年度の前年度本決算期の末日における連結の貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。なお、平成25年9月期末日における本決算の連結の貸借対照表の純資産の部の合計金額については、平成24年9月期末日における本決算の単体の貸借対照表の純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。
- () 各年度の第2四半期及び本決算期の連結の損益計算書における経常損益について損失を計上しないこと。

コミットメントライン契約（平成24年9月及び平成25年9月契約）

相手先：株式会社りそな銀行

極度額： 1,000,000千円

借入実行残高： -千円

- () 本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- () 本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における連結の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、平成25年9月期第3四半期決算比75%以上に維持すること。
- () 本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。
- () 本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含む。）における連結の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。

(連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
給料手当	459,150千円
賞与引当金繰入額	70,518

2. 固定資産除却損は、工具、器具及び備品422千円であります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
持分法適用会社に対する持分相当額：	
当期発生額	2,404千円
その他の包括利益合計	2,404

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	7,501,800	18,515,400	-	26,017,200
合計	7,501,800	18,515,400	-	26,017,200
自己株式				
普通株式(注2)	702	1,404	-	2,106
合計	702	1,404	-	2,106

(注) 1. 普通株式の発行済株式の増加18,515,400株は、平成24年10月の公募増資による増加1,000,000株、平成24年11月の第三者割当増資による増加26,600株、平成25年6月の株式分割(1:3)による増加17,056,800株、平成25年9月の新株予約権の権利行使による増加432,000株であります。

2. 普通株式の自己株式の増加1,404株は、平成25年6月の株式分割(1:3)による増加であります。

2. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当連結会計年度末残高 - 千円

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年12月21日 定時株主総会	普通株式	240,035	32	平成24年9月30日	平成24年12月25日
平成25年5月13日 取締役会	普通株式	42,638	5	平成25年3月31日	平成25年5月30日

(注) 平成25年5月13日取締役会決議の1株当たり配当額5円は、東京証券取引所市場第一部上場に関する記念配当であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年12月20日 定時株主総会	普通株式	381,641	利益剰余金	14.67	平成25年9月30日	平成25年12月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	3,840,392千円
現金及び現金同等物	3,840,392

2. 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

平成25年3月1日付の株式取得により、新たに株式会社FPG証券(同日付で、フィンテックグローバル証券株式会社より社名変更しております。)を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と同社株式の取得による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	105,274千円
のれん	55,467
流動負債	724
同社株式の取得価額	160,018
同社現金及び現金同等物	105,000
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	55,017

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当連結会計年度 (平成25年9月30日)
1年内	195,494
1年超	1,135,155
合計	1,330,650

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの収益の大半は、当社子会社（SPC）において、オペレーティング・リース事業を行い、当社はそのリース事業のアレンジメントを行う、タックス・リース・アレンジメント事業において計上しております。

当社子会社（SPC）において、オペレーティング・リース事業を開始する時点で、当該事業に係る匿名組合契約に基づく権利の未販売分がある場合、当社は、投資家に地位譲渡することを前提に、一時的に当該匿名組合契約に基づく権利を立替取得します。当社は、その立替取得した権利を、「商品出資金」として貸借対照表に計上し、投資家に地位譲渡を行っていきます。

当該匿名組合契約に基づく権利を立替取得するための資金は、自己資金、金融機関からの個別の借入金による他、コミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結し、必要に応じて、借入を実行することで調達しております。借入は、当該匿名組合契約に基づく権利を投資家に地位譲渡した後、速やかに返済しております。

なお、当連結会計年度末においては、コミットメントライン契約及び当座貸越契約の資金調達枠は、21,950,000千円（借入金の実行残高は11,337,400千円）であります。

当社が、当該匿名組合契約に基づく権利を、外貨建てで取得し、投資家に円建てで地位譲渡する場合には、投資家への譲渡価格は、リース組成時の為替レートの水準により決定しております。

そのため、投資家への地位譲渡を行うまでに、為替相場が急激に円高傾向になる等の事由により、当該匿名組合契約に基づく権利の価値が取得価額を下回った場合には、当社は当該匿名組合契約に基づく権利を計上している「商品出資金」について評価損または譲渡損を計上することになります。また、匿名組合契約に基づく権利を、投資家に外貨建てで地位譲渡する場合及びその他の場合において、当社が為替リスクを負う場合があります。当社はこのような状況が予想される場合、将来の損失を回避するため、通貨関連の為替予約取引等のデリバティブ取引を行う場合があります。なお、当連結会計年度においては、デリバティブ取引の実行はありません。

また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

事業遂行に必要なその他の資金についても、自己資金による他、金融機関からの借入等によっております。借入の返済期限につきましては、最長で連結会計年度末後3年以内となっております。

なお、一時的な余資については、主に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

商品出資金の内容については(1)に記載のとおりです。リスクは、主として為替変動リスクに晒されております。

未払法人税等については、1年以内の支払期日で、流動性リスクに晒されております。

借入金については、流動性リスクに晒されているほか、市場金利をベースとした変動金利である場合には、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引を行う場合、通貨関連の為替予約取引等になるため、主として為替変動リスク、信用リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

当社グループにおいてデリバティブ取引を行う場合には、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定します。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

商品出資金の為替リスクにつきましては、担当部署で、為替の変動状況を予測し、必要に応じて、為替予約等のデリバティブ取引を実施することで、為替リスクを減殺します。

デリバティブ取引の執行・管理については、為替管理規程及びその他内規に従い、取締役会の決裁を得て実行する他、月次の取引実績を取締役に報告することとしております。

借入金の金利変動リスクは、財務部が、金利動向を注視し、必要に応じて対策を図ることとしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）

各部署からの報告に基づき、財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
現金及び預金	3,840,392	3,840,392	
商品出資金	13,436,096	13,436,096	
資産計	17,276,488	17,276,488	
短期借入金	12,086,400	12,086,400	
未払法人税等	646,633	646,633	
長期借入金()	500,000	502,960	2,960
負債計	13,233,033	13,235,993	2,960

() 1年内返済予定分を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

商品出資金

投資家への地位譲渡を短期間に行い、回収する予定であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

短期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

未払法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	207,450
その他(関係会社出資金)	42,059

上記は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。なお、関係会社株式及び関係会社出資金は、非上場の子会社及び関連会社に係るものであります。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,840,392			
合計	3,840,392			

(注) 4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金()	200,000	100,000	200,000		
合計	200,000	100,000	200,000		

() 1年内返済予定分を含めております。

(ストック・オプション等関係)

当社は、以下の株式分割を行っておりますので、ストック・オプションの数及び単価情報については、これらの株式分割を反映した数値を記載しております。

- ・平成21年12月26日付での株式1株につき1,000株の株式分割
- ・平成23年4月1日付での株式1株につき2株の株式分割
- ・平成23年11月1日付での株式1株につき3株の株式分割
- ・平成25年6月1日付での株式1株につき3株の株式分割

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成20年第1回 ストック・オプション	平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 3名 当社従業員 9名 当社取引先 31名	当社取締役 2名 その他個人 1名	当社従業員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式2,610,000株	普通株式720,000株	普通株式396,000株
付与日	平成20年9月30日	平成20年9月30日	平成21年9月30日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めていません	定めていません	定めていません
権利行使期間	自平成22年11月1日 至平成30年8月31日	自平成22年1月1日 至平成30年8月31日	自平成23年11月1日 至平成31年8月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成25年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成20年第1回 ストック・オプション	平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第3回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	468,000	180,000	180,000
権利確定			
権利行使	288,000		144,000
失効			
未行使残	180,000	180,000	36,000

単価情報

	平成20年第1回 ストック・オプション	平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	34	34	34
行使時平均株価 (円)	1,053		1,053
付与日における 公正な評価単価 (円)			

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において新たに付与されたストック・オプション及び当連結会計年度の条件変更により公正な評価単位が変更されたストック・オプションはないため、該当事項はありません。

3. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

本源的価値の合計額 432,036千円

権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 440,208千円

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成25年9月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	50,225千円
売上高加算額	279,795
減損損失	16,834
賞与引当金	27,041
資産除去債務	16,145
税務上の繰越欠損金	42,383
その他	23,200
繰延税金資産小計	455,625
評価性引当額	43,697
繰延税金資産合計	411,927
繰延税金負債	
売上原価認容額	18,959
その他	5,586
繰延税金負債合計	24,546
繰延税金資産の純額	387,381

(注) 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当連結会計年度 (平成25年9月30日)
流動資産 - 繰延税金資産	353,840千円
固定資産 - 繰延税金資産	33,540

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

本社オフィス及び各営業拠点の定期建物賃貸借契約及び建物賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務等を対象としております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

取得時から退去時までの使用見込期間を合理的に見積もったうえで、資産除去債務を算定しております。資産除去債務の算定にあたり、使用見込期間は10年から15年、割引率は0.6%から1.4%を採用しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
期首残高	23,784千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	16,479
見積りの変更による増加額	4,640
時の経過による調整額	1,112
資産除去債務の履行による減少額	2,450
期末残高	43,566

(注) 当連結会計年度において、本社移転を決定したことに伴い、除去費用見積額を見直したため、見積りの変更による増加額を、資産除去債務に加算しております。

(企業結合等関係)
取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業内容

名 称：フィンテックグローバル証券株式会社（平成25年3月1日付で、株式会社F P G証券に商号変更）
事業内容：ファイナンシャルアレンジメント・アドバイザー業務
証券業（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業）

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、顧客にとって最適な金融商品を提供する経営理念のもと、金融分野での、ワンストップ型ファイナンシャルサービス業の実現を目指し、タックス・リース・アレンジメント事業を中心に、事業の多角化を図りつつ、業績を拡大してまいりました。

当社は、今後も、業績の拡大を継続するため、さらなる事業の多角化を図るべく、同社を子会社化し、同社を中心に、証券事業を展開することといたしました。

当社は、第二種金融商品取引業者として、業績の拡大を実現してまいりましたが、同社は、既に第一種金融商品取引業の登録を行っております。そのため、同社を子会社化することで、当社グループで、取扱うことができる金融商品が、早期に拡大することが期待され、また、顧客に業績好調な国内中小企業が多い当社事業との相乗効果により、当社グループ全体の業績向上にもつながると期待しております。

(3) 企業結合日

平成25年3月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金による株式の取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社F P G証券

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

対価の種類が現金であるため、当該現金を交付する当社を取得企業としています。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成25年3月1日から平成25年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

株式取得の対価	150,000千円
取得に直接要した費用	10,018千円
取得原価	160,018千円

4. 発生したのれんの金額及び発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

55,467千円

(2) 発生原因

株式取得価額が、企業結合時の時価純資産を上回ったためであります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間で定額償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 105,274千円

資産合計 105,274千円

流動負債 724千円

負債合計 724千円

6. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高 63,280千円

営業損失 99,523千円

経常損失 101,887千円

当期純損失 104,093千円

(概算額の算定方法)

企業結合が、当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算出された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高と損益情報との差額を影響の概算額としております。当該差額には当連結会計年度の開始の日から企業結合日までの期間に相当するのれんの償却額を含めております。

上記情報は、必ずしも将来起こりうるべき事象を示唆するものではありません。また、実際に企業結合が当連結会計年度開始の日に完了した場合の経営成績を示すものではありません。

なお、当該注記については監査証明を受けておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となるものがあります。

報告セグメントの基礎となる、当社グループの事業セグメントは、販売体制及び管理体制の共通性、サービスが業績に与える影響の重要性等を考慮したうえで、事業戦略の策定主体となり得る連結会社単位を基礎として、区分しております。

当社グループの連結会社として、(株)F P G(当社)、(株)F P G証券、(株)F P Gリアルエステートの3社がありますが、当社グループの事業セグメントは、「F P G」及び「F P G証券」の2つに区分しております。(株)F P Gリアルエステートについては、(株)F P Gで遂行する不動産関連事業で利用するマスターリース会社として利用している状況を鑑み、また、事業セグメントとして独立して区分する重要性がないことを考慮し、事業セグメントの区分に際して、「F P G」に含めております。

各事業セグメントに含めているサービスとして、「F P G」には、タックス・リース・アレンジメント事業、保険仲立人事業、不動産関連事業、M & Aアドバイザー事業等を含めており、「F P G証券」では、証券事業を含めております。

なお、「F P G証券」の事業セグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の金額がいずれもすべての事業セグメントの合計額の10%未満であるため、報告セグメントは、「F P G」のみとなります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため記載を省略しております。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する連結子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

当連結会計年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)CLIP 第37号	東京都 千代田区	500	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	217,694	その他 (未収入金) (注2)	53
									その他 (前受収益)	960
子会社	(株)CLIP 第38号	東京都 千代田区	300	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	225,965	その他 (未収入金) (注2)	62
									その他 (前受収益)	1,165
子会社	(株)CLIP 第55号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	277,885	その他 (未収入金) (注2)	52
									その他 (前受収益)	960
子会社	(株)CLIP 第61号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	172,891	その他 (未収入金) (注2)	59
									その他 (前受収益)	1,165
子会社	(株)CLIP 第62号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	272,636	その他 (未収入金) (注2)	13,685
									その他 (前受収益)	1,118
子会社	(株)CLIP 第66号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	201,065	その他 (未収入金) (注2)	45
									その他 (前受収益)	850
子会社	(株)CLIP 第70号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	105,301	その他 (未収入金) (注2)	26,847
									前受金	437,099
									その他 (前受収益)	1,307
子会社	(株)CLIP 第72号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	255,565	その他 (未収入金) (注2)	14,893
									その他 (前受収益)	693
子会社	(株)CLIP 第73号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	177,108	その他 (未収入金) (注2)	8,894
									その他 (前受収益)	819
子会社	(株)CLIP 第74号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	121,687	その他 (未収入金) (注2)	6,114
									その他 (前受収益)	630

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)SHIP 第29号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	113,738	その他 (未収入金) (注2)	6,257
									その他 (前受収益)	1,228
子会社	(株)ALIP 第10号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	37,090	その他 (未収入金) (注2)	95
									その他 (前受収益)	1,858
子会社	(株)ALIP 第12号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	168,826	その他 (前受収益)	1,575
子会社	(株)ALIP 第13号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	169,241	その他 (前受収益)	1,590
子会社	(株)ALIP 第14号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	170,056	その他 (前受収益)	1,699
子会社	(株)ALIP 第15号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	130,930	その他 (未収入金) (注2)	8,402
									その他 (前受収益)	1,921
子会社	(株)ALIP 第16号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	136,650	その他 (未収入金) (注2)	8,731
									その他 (前受収益)	1,921
子会社	(株)ALIP 第17号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	188,591	その他 (未収入金) (注2)	10,593
									その他 (前受収益)	2,189
子会社	(株)ALIP 第19号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	88,285	その他 (未収入金) (注2)	36
									その他 (前受収益)	677
子会社	(株)ALIP 第20号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	101,500	その他 (未収入金) (注2)	45
									その他 (前受収益)	866
子会社	(株)ALIP 第21号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	79,327	その他 (未収入金) (注2)	5,014
									その他 (前受収益)	1,039
子会社	(株)ALIP 第22号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	225,048	その他 (未収入金) (注2)	11,342
									その他 (前受収益)	1,890

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株) A L I P 第23号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	60	その他 (未収入金) (注2)	7,741
									前受金	159,476
									その他 (前受収益)	2,220

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)ALIP 第24号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	45	その他 (未収入金) (注2)	7,848
									前受金	161,700
									その他 (前受収益)	2,236
子会社	(株)ALIP 第25号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	150	その他 (未収入金) (注2)	9,551
									売掛金	142
									前受金	196,105
									その他 (前受収益)	1,953
子会社	(株)ALIP 第26号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	32,638	その他 (未収入金) (注2)	20,882
									前受金	368,641
									その他 (前受収益)	2,457
子会社	(株)ALIP 第27号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	15	その他 (未収入金) (注2)	11,623
									前受金	222,848
									その他 (前受収益)	2,457
子会社	(株)ALIP 第28号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	15	その他 (未収入金) (注2)	7,264
									前受金	138,397
									その他 (前受収益)	2,457
子会社	(株)ALIP 第36号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	業務受託 (注1)	業務受託 手数料	15	その他 (未収入金) (注2)	9,742
									前受金	154,022
									その他 (前受収 益)	2,268

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社が行う匿名組合契約に基づく権利の売買及び私募の取扱いの対象となるリース事業を賃貸人として行っています。業務受託に係る価格その他の取引条件は、当社が、リースの組成に際して、リース事業の賃借人、金融機関等と交渉して決定した手数料やその他の市場実勢を参考にした希望価額を子会社に提示し、価格交渉の上で、決定しております。
2. 未収入金は、当社が子会社から業務受託手数料を受領するときに係る消費税等で子会社が還付を受けるまで一時猶予しているものであります。

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社は、不動産関連事業において、不動産特定共同事業法に基づく、不動産小口運用商品を投資家に提供しており、当該商品の仕組みの一環として、特別目的会社(任意組合)1組合を利用しております。

本商品は、投資家が、当社から不動産の共有持分を取得したうえで、当該不動産の運用を目的とする任意組合を組成します。当該不動産の賃貸損益、売却損益等は、投資家に帰属します。

当社は、これらの任意組合への金銭出資は行っておりませんが、業務執行組員(理事長)として、任意組合契約に従い、不動産の運用、任意組合の管理等を行うことで、報酬を得ております。

また 不動産の運用の一環として、当社の連結子会社である株式会社F P Gリアルエステートが、任意組合から不動産を賃借し、外部のテナントに転貸する業務を行うことで、報酬を得ております。

任意組合の直近の決算日(12月決算)における資産総額及び負債総額につきましては、当連結会計年度末日現在、決算日未到来につき、記載しておりません。

2. 当連結会計年度(自平成24年10月1日至平成25年9月30日)における不動産特定共同事業法に基づく任意組合との取引金額等

取引金額及び取引残高に重要性がないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	172.57円
1株当たり当期純利益金額	46.60円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	45.22円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成25年9月30日)
純資産の部の合計額 (千円)	4,489,494
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	-
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	4,489,494
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	26,015,094

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益金額 (千円)	1,185,870
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	1,185,870
期中平均株式数 (株)	25,446,831
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額 (千円)	-
普通株式増加数 (株)	775,925
(うち新株予約権 (株))	(775,925)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	

(注) 当社は、平成25年6月1日付で、普通株式1株につき3株の株式分割を実施しております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

コミットメントライン契約の締結

- (1) 平成24年10月に締結した株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする資金調達枠53.5億円のコミットメントライン契約について、その契約期間が終了することに伴い、資金調達枠を97億円に拡大した新たなコミットメントライン契約を締結いたしました。

資金の用途	タックス・リース・アレンジメント事業における当社が立替取得する匿名組合出資金の取得資金または旧契約に基づく借入金の借換資金
貸付人	株式会社三井住友銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社商工組合中央金庫 オリックス銀行株式会社 ソニー銀行株式会社 株式会社東京都民銀行 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 株式会社東日本銀行 株式会社西京銀行
アレンジャー 及びエージェント	株式会社三井住友銀行
コ・アレンジャー	三井住友信託銀行株式会社
設定した資金調達枠	総額97億円
契約締結日	平成25年10月30日
コミットメント期間	平成25年10月31日～平成26年10月30日
財務制限条項	<p>本契約には以下の財務制限条項が付されております。</p> <p>平成25年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成24年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>平成25年9月期末日以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成24年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>平成25年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における連結の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。</p> <p>平成25年9月期末日以降の各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。</p>

- (2) 平成24年10月及び11月に締結した株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする資金調達枠29億円のコミットメントライン契約について、その契約期間が終了することに伴い、資金調達枠を69億円に拡大した新たなコミットメントライン契約を締結いたしました。

資金の使途	タックス・リース・アレンジメント事業における当社が立替取得する匿名組合出資金の取得資金または旧契約に基づく借入金の借換資金
貸付人	株式会社みずほ銀行 株式会社静岡銀行 株式会社新生銀行 株式会社北越銀行 株式会社 S B J 銀行 株式会社足利銀行 株式会社徳島銀行 株式会社広島銀行 株式会社福邦銀行 株式会社大東銀行 株式会社群馬銀行 株式会社豊和銀行
アレンジャー 及びエージェント	株式会社みずほ銀行
設定した資金調達枠	総額69億円
契約締結日	平成25年10月31日
コミットメント期間	平成25年10月31日～平成26年10月30日
財務制限条項	本契約には以下の財務制限条項が付されております。 平成25年9月期決算（当該期を含む）以降、各年度の決算期の末日及び第2四半期会計期間の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を平成24年9月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%及び直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。 平成25年9月期決算（当該期を含む）以降、各年度の決算期及び第2四半期会計期間の末日における連結の損益計算書に示される経常損益が、損失とならないようにすること。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
株式会社F P G	第1回無担保社債 (銀行保証付私募債)	平成年月日 23.3.31	70,000 (20,000)	50,000 (20,000)	0.8	なし	平成年月日 28.3.31
合計	-	-	70,000 (20,000)	50,000 (20,000)	-	-	-

(注) 1. ()内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
20,000	20,000	10,000	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,607,100	12,086,400	1.4	-
1年以内に返済予定の長期借入金	121,174	200,000	1.2	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	200,000	300,000	1.5	平成27年~平成28年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	1,928,274	12,586,400	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	100,000	200,000	-	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	-	2,111,533	2,847,908	4,012,740
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	-	1,101,066	1,355,706	1,960,514
四半期(当期)純利益金額 (千円)	-	669,838	817,523	1,185,870
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	-	26.51	32.22	46.60

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	-	8.22	5.77	14.35

- (注) 1. 当社は、第12期第2四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、第1四半期の数値については記載しておりません。
2. 平成25年6月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,987,063	3,144,643
売掛金	³ 41,114	³ 35,258
貯蔵品	2,800	1,750
商品出資金	3,152,459	13,436,096
組成用不動産	-	1,208,886
前払費用	³ 42,564	92,825
繰延税金資産	169,395	353,840
未収入金	³ 96,995	³ 213,995
その他	-	³ 237
流動資産合計	5,492,393	18,487,534
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	39,079	44,252
車両運搬具（純額）	1,982	2,501
工具、器具及び備品（純額）	36,219	36,116
土地	35,927	35,927
有形固定資産合計	¹ 113,208	¹ 118,797
無形固定資産		
ソフトウェア	372	3,297
電話加入権	47	47
無形固定資産合計	420	3,344
投資その他の資産		
関係会社株式	² 134,581	² 956,207
関係会社出資金	42,059	42,059
繰延税金資産	24,733	33,540
敷金及び保証金	² 111,806	² 572,025
その他	98	25,160
投資その他の資産合計	313,279	1,628,992
固定資産合計	426,907	1,751,134
資産合計	5,919,301	20,238,669

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	67,577	148,353
短期借入金	1,607,100	12,086,400
1年内返済予定の長期借入金	121,174	200,000
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
未払金	42,336	³ 81,861
未払費用	5,684	40,164
未払法人税等	456,615	645,049
未払消費税等	42,570	58,519
前受金	³ 557,105	³ 1,838,292
預り金	10,155	11,077
前受収益	³ 89,239	³ 113,210
賞与引当金	74,936	68,807
資産除去債務	1,960	26,081
流動負債合計	3,096,453	15,337,817
固定負債		
社債	50,000	30,000
長期借入金	200,000	300,000
資産除去債務	21,824	17,484
その他	-	³ 21,752
固定負債合計	271,824	369,237
負債合計	3,368,278	15,707,055
純資産の部		
株主資本		
資本金	338,605	851,750
資本剰余金		
資本準備金	288,605	801,750
資本剰余金合計	288,605	801,750
利益剰余金		
利益準備金	1,000	1,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,923,122	2,877,424
利益剰余金合計	1,924,122	2,878,424
自己株式	310	310
株主資本合計	2,551,022	4,531,614
純資産合計	2,551,022	4,531,614
負債純資産合計	5,919,301	20,238,669

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
売上高	¹ 2,802,696	¹ 4,009,185
売上原価	405,319	626,940
売上総利益	2,397,376	3,382,244
販売費及び一般管理費	² 959,143	² 1,235,535
営業利益	1,438,233	2,146,709
営業外収益		
受取利息	93,653	49,419
為替差益	12,422	9,411
不動産賃貸料	-	¹ 15,331
その他	3,293	2,729
営業外収益合計	109,369	76,892
営業外費用		
支払利息	81,427	52,622
社債利息	663	507
株式交付費	2,425	2,319
支払手数料	70,453	153,941
不動産賃貸費用	-	2,573
その他	-	39
営業外費用合計	154,968	212,003
経常利益	1,392,633	2,011,598
特別損失		
固定資産除却損	-	³ 422
関係会社株式評価損	1,709	342
特別損失合計	1,709	764
税引前当期純利益	1,390,924	2,010,833
法人税、住民税及び事業税	660,771	967,109
法人税等調整額	63,048	193,252
法人税等合計	597,722	773,857
当期純利益	793,202	1,236,975

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	334,105	338,605
当期変動額		
新株の発行	4,500	513,144
当期変動額合計	4,500	513,144
当期末残高	338,605	851,750
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	284,105	288,605
当期変動額		
新株の発行	4,500	513,144
当期変動額合計	4,500	513,144
当期末残高	288,605	801,750
資本剰余金合計		
当期首残高	284,105	288,605
当期変動額		
新株の発行	4,500	513,144
当期変動額合計	4,500	513,144
当期末残高	288,605	801,750
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	1,000	1,000
当期末残高	1,000	1,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,339,902	1,923,122
当期変動額		
剰余金の配当	209,982	282,673
当期純利益	793,202	1,236,975
当期変動額合計	583,219	954,302
当期末残高	1,923,122	2,877,424
利益剰余金合計		
当期首残高	1,340,902	1,924,122
当期変動額		
剰余金の配当	209,982	282,673
当期純利益	793,202	1,236,975
当期変動額合計	583,219	954,302
当期末残高	1,924,122	2,878,424
自己株式		
当期首残高	280	310
当期変動額		
自己株式の取得	30	-
当期変動額合計	30	-
当期末残高	310	310

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
株主資本合計		
当期首残高	1,958,833	2,551,022
当期変動額		
新株の発行	9,000	1,026,289
剰余金の配当	209,982	282,673
当期純利益	793,202	1,236,975
自己株式の取得	30	-
当期変動額合計	592,189	1,980,591
当期末残高	2,551,022	4,531,614
純資産合計		
当期首残高	1,958,833	2,551,022
当期変動額		
新株の発行	9,000	1,026,289
剰余金の配当	209,982	282,673
当期純利益	793,202	1,236,975
自己株式の取得	30	-
当期変動額合計	592,189	1,980,591
当期末残高	2,551,022	4,531,614

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
デリバティブ
時価法を採用しております。
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～18年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	3～15年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
5. 繰延資産の処理方法
株式交付費
支出時に全額費用として処理しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
 - (2) 商品出資金の会計処理
当社は匿名組合契約に基づく権利の立替金を「商品出資金」として計上しております。子会社（特別目的会社）が行うリース事業の組成時に、当社が立替えた金額を「商品出資金」に計上し、投資家に地位譲渡した場合には、「商品出資金」を減額し、対応する手数料を売上高に計上しております。
 - (3) 組成用不動産の会計処理
当社は、不動産特定共同事業に参加する投資家に譲渡する目的で取得した不動産を、「組成用不動産」として計上しております。投資家に当該不動産を譲渡した際に、「組成用不動産」を減額し、対応する手数料を売上高に計上しております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年10月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
	82,570千円	111,879千円

2 担保提供資産

前事業年度(平成24年9月30日)

関係会社株式16,924千円は、関係会社の銀行借入金の物上保証に供しております。

また、敷金及び保証金のうち40,000千円は、保険仲立人事業を行うため、保険業法に基づき、法務局に供託しております。

当事業年度(平成25年9月30日)

関係会社株式16,924千円は、関係会社の銀行借入金の物上保証に供しております。

また、敷金及び保証金のうち171,000千円を、保険仲立人事業を行うため、保険業法に基づき、法務局に供託し、25,000千円を、不動産関連事業を行うため、宅地建物取引業法に基づき、法務局に供託しております。

3 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか以下のものがあります。

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
流動資産		
売掛金	861千円	452千円
前払費用	4,286	-
未収入金	96,995	210,865
その他	-	196
流動負債		
未払金	-	495
前受金	557,105	1,838,292
前受収益	89,239	113,210
固定負債		
その他	-	21,752

4 保証債務

子会社である株式会社 F P G 証券が、通貨関連デリバティブ取引を行うにあたり、取引の相手方となる金融機関への債務に対して、保証を行っております。なお当事業年度末において、保証対象となる債務残高はありません。

5 コミットメントライン契約等

前事業年度（平成24年9月30日）

当社は、匿名組合契約に基づく権利の立替資金の効率的な調達を行うため、一部の取引銀行とコミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

コミットメントライン及び 当座貸越極度額の総額	9,850,000千円
借入実行残高	- 千円
差引額	9,850,000千円

上記のコミットメントライン契約及び当座貸越契約には、以下のとおり、財務制限条項が付されているものがあります。

コミットメントライン契約（平成23年10月契約）

相手先：株式会社三井住友銀行及びその他6行

極度額： 4,450,000千円

借入実行残高： - 千円

- () 平成23年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成22年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- () 平成23年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

コミットメントライン契約（平成24年1月契約）

相手先：株式会社みずほ銀行

極度額： 1,500,000千円

借入実行残高： - 千円

- () 平成24年1月以降の各事業年度における単体決算（第2四半期決算を含む）において、純資産の部の金額を平成23年9月期決算における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- () 平成24年1月以降の各事業年度における単体決算（第2四半期決算を含む）において、経常損益を黒字に維持すること。

当座貸越契約（平成23年11月契約）

相手先：株式会社あおぞら銀行

極度額： 500,000千円

借入実行残高： - 千円

- () 単体の各年度の第1四半期、第2四半期、第3四半期及び本決算期の各末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額を、平成23年9月の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- () 単体の各年度の第2四半期及び本決算期の損益計算書における経常損益について損失を計上しないこと。

コミットメントライン契約（平成24年4月契約）

相手先：株式会社第四銀行

極度額： 500,000千円

借入実行残高： - 千円

- () 各年度の決算期及び第2四半期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、平成23年9月の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上であること。
- () 各年度の決算期及び第2四半期に係る単体の損益計算書上の経常損益に関して、経常損失を計上していないこと。

コミットメントライン契約（平成24年5月契約）

相手先：株式会社東京スター銀行

極度額： 500,000千円

借入実行残高： - 千円

- () 各事業年度末日又は各第2四半期末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、平成23年9月の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上であること。
- () 各事業年度又は各第2四半期における単体の損益計算書の経常損益を損失としないこと。

コミットメントライン契約（平成24年9月契約）

相手先：株式会社りそな銀行
極度額： 800,000千円
借入実行残高： - 千円

- () 本契約締結日以降の各事業年度における単体決算において、純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。
- () 本契約締結日以降の各事業年度における単体決算（第2四半期決算を含む）において、経常損益を損失としないこと。

当事業年度（平成25年9月30日）

当社は、匿名組合契約に基づく権利の立替資金の効率的な調達を行うため、また、不動産関連事業で組成用不動産を取得するための資金を調達するため、一部の取引銀行と、コミットメントライン契約、当座貸越契約、資金調達枠の融資契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

コミットメントライン及び 当座貸越極度額等の総額	21,950,000千円
借入実行残高	11,337,400千円
差引額	10,612,600千円

上記のコミットメントライン契約、当座貸越契約、融資契約には、以下のとおり、財務制限条項が付されているものがあります。

当座貸越契約（平成23年11月契約）

相手先：株式会社あおぞら銀行
極度額： 500,000千円
借入実行残高： - 千円

- () 各年度の第1四半期、第2四半期、第3四半期及び本決算期の各末日における連結の貸借対照表の純資産の部の金額を、平成24年9月の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- () 各年度の第2四半期及び本決算期の連結の損益計算書における経常損益について損失を計上しないこと。

コミットメントライン契約（平成24年10月契約）

相手先：株式会社三井住友銀行及びその他5行
極度額： 5,350,000千円
借入実行残高： 3,498,900千円

- () 平成24年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成23年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。但し、平成25年9月期第2四半期会計期間末日については、連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成23年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持することとする。
- () 平成24年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。但し、平成25年9月期第2四半期会計期間末日については、連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

コミットメントライン契約（平成24年10月及び11月契約）

相手先：株式会社みずほ銀行及びその他5行
極度額： 2,900,000千円
借入実行残高： 1,058,500千円

- () 平成24年9月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額、及び第2四半期会計期間の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、平成23年9月期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%及び直前の決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- () 平成24年9月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の損益計算書、及び第2四半期会計期間の末日における連結の損益計算書に示される経常損益が、損失とならないようにすること。

コミットメントライン契約（平成24年11月契約）

相手先：株式会社千葉銀行及びその他2行

極度額： 900,000千円

借入実行残高： 900,000千円

- () 平成24年9月決算期以降、各年度の決算期の末日及び各第2四半期会計期間の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額を、平成23年9月期末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- () 平成24年9月決算期以降、各年度の決算期及び第2四半期における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

コミットメントライン契約（平成25年3月契約）

相手先：株式会社三菱東京UFJ銀行及びその他3行

極度額： 3,100,000千円

借入実行残高： 1,450,000千円

- () 各年度の決算期及び第2四半期累計期間（以下、「決算期等」といいます。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期等の直前の決算期等の末日または平成24年9月に終了する決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。
- () 各年度の決算期等に係る単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ経常損失を計上しないこと。

コミットメントライン契約（平成25年4月契約）

相手先：株式会社第四銀行

極度額： 800,000千円

借入実行残高： 800,000千円

- () 各年度の決算期及び第2四半期累計期間の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、平成24年9月の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上であること。
- () 各年度の決算期及び第2四半期累計期間に係る単体の損益計算書上の経常損益に関して、経常損失を計上していないこと。

コミットメントライン契約（平成25年5月契約）

相手先：株式会社東京スター銀行

極度額： 1,000,000千円

借入実行残高： 1,000,000千円

- () 平成25年9月期以降の各事業年度末日または各第2四半期会計期間末日における連結の貸借対照表における純資産の部の合計金額が、平成24年9月期末日における単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%以上であること。
- () 平成25年9月期以降の各事業年度末日または各第2四半期会計期間末日における連結の損益計算書の経常損益を損失としないこと。

融資契約（平成25年7月契約）

相手先：株式会社三井住友銀行

極度額： 3,000,000千円

借入実行残高： 730,000千円

- () ()平成25年9月期並びに平成26年9月期の各末日における単体及び連結貸借対照表、並びに、()平成26年3月期並びに平成27年3月期の各末日における連結貸借対照表の純資産合計金額を、平成24年9月期の末日における同表の純資産合計金額の75%以上にそれぞれ維持すること。
- () ()平成25年9月期並びに平成26年9月期の各末日における単体及び連結損益計算書、並びに、()平成26年3月期並びに平成27年3月期の各末日における連結損益計算書の経常損益を、それぞれ損失としないこと。

当座貸越契約（平成25年 8 月契約）

相手先：株式会社あおぞら銀行

極度額： 500,000千円

借入実行残高： 500,000千円

- () 各年度の第 1 四半期、第 2 四半期、第 3 四半期及び本決算期の各末日における連結の貸借対照表の純資産の部の合計金額を、当該各年度の前年度本決算期の末日における連結の貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。なお、平成25年 9 月期末日における本決算の連結の貸借対照表の純資産の部の合計金額については、平成24年 9 月期末日における本決算の単体の貸借対照表の純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。
- () 各年度の第 2 四半期及び本決算期の連結の損益計算書における経常損益について損失を計上しないこと。

コミットメントライン契約（平成24年 9 月及び平成25年 9 月契約）

相手先：株式会社りそな銀行

極度額： 1,000,000千円

借入実行残高： - 千円

- () 本契約締結日以降の決算期（第 2 四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- () 本契約締結日以降の決算期（第 2 四半期を含まない。）の末日における連結の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、平成25年 9 月期第 3 四半期決算比75%以上に維持すること。
- () 本契約締結日以降の決算期（第 2 四半期を含まない。）における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。
- () 本契約締結日以降の決算期（第 2 四半期を含む。）における連結の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。

(損益計算書関係)

- 1 関係会社との取引に係るものが以下のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
関係会社への売上高	2,622,344千円	3,721,251千円
関係会社からの不動産賃貸料	-	15,331

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度45%、当事業年度49%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度55%、当事業年度51%であります。

主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
給料及び手当	247,599千円	429,819千円
役員報酬	118,650	82,050
地代家賃	90,639	97,039
支払報酬	82,393	65,003
賞与引当金繰入額	72,934	68,183
法定福利費	55,073	73,995
賞与	37,147	53,971
減価償却費	21,572	39,728
旅費交通費	47,075	67,222

- 3 固定資産除却損

	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
工具、器具及び備品	- 千円	422千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	216	486	-	702
合計	216	486	-	702

(注) 自己株式の増加486株は、株式分割(1:3)による増加432株、単元未満株式の買取による増加54株であります。

当事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	702	1,404	-	2,106
合計	702	1,404	-	2,106

(注) 自己株式の増加1,404株は、株式分割(1:3)による増加であります。

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
1年内	64,262	195,494
1年超	21,420	1,135,155
合計	85,683	1,330,650

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式955,587千円、関連会社株式620千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式133,961千円、関連会社株式620千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度(平成24年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成25年9月30日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前事業年度(平成24年9月30日)

期中においては為替変動リスクを回避するための為替予約取引を行いました。期末日現在において契約残高はありません。

当事業年度(平成25年9月30日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	31,419千円	49,921千円
売上高加算額	111,102	279,795
減損損失	16,834	16,834
賞与引当金	28,483	26,153
資産除去債務	8,523	16,145
その他	15,029	23,077
繰延税金資産小計	211,392	411,927
評価性引当額	6,648	-
繰延税金資産合計	204,744	411,927
繰延税金負債		
売上原価認容額	6,637	18,959
その他	3,978	5,586
繰延税金負債合計	10,615	24,546
繰延税金資産の純額	194,128	387,381

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
法定実効税率	40.69%	- %
(調整)		
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.04	-
留保金課税	0.62	-
その他	0.62	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.97	-

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

本社オフィス及び各営業拠点の定期建物賃貸借契約及び建物賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務等を対象としております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

取得時から退去時までの使用見込期間を合理的に見積もったうえで、資産除去債務を算定しております。資産除去債務の算定にあたり、使用見込期間は10年から15年、割引率は0.6%から1.4%を採用しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
期首残高	20,749千円	23,784千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,715	16,479
見積りの変更による増加額	-	4,640
時の経過による調整額	319	1,112
資産除去債務の履行による減少額	-	2,450
期末残高	23,784	43,566

(注) 当事業年度において、本社移転を決定したことに伴い、除去費用見積額を見直したため、見積りの変更による増加額を、資産除去債務に加算しております。

(企業結合等関係)

「1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」をご参照下さい。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)		当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	
1株当たり純資産額	113.36円	1株当たり純資産額	174.19円
1株当たり当期純利益金額	35.66円	1株当たり当期純利益金額	48.61円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	34.20円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	47.17円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	2,551,022	4,531,614
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,551,022	4,531,614
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	22,503,294	26,015,094

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	793,202	1,236,975
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	793,202	1,236,975
期中平均株式数(株)	22,245,870	25,446,831
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	948,768	775,925
(うち新株予約権)	(948,768)	(775,925)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(注) 当社は、平成23年11月1日付で普通株式1株につき3株、平成25年6月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を実施しております。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当該株式分割が、前事業年度の期首に行われたと仮定し、算定しております。

(重要な後発事象)

コミットメントライン契約の締結

- (1) 平成24年10月に締結した株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする資金調達枠53.5億円のコミットメントライン契約について、その契約期間が終了することに伴い、資金調達枠を97億円に拡大した新たなコミットメントライン契約を締結いたしました。

資金の用途	タックス・リース・アレンジメント事業における当社が立替取得する匿名組合出資金の取得資金または旧契約に基づく借入金の借換資金
貸付人	株式会社三井住友銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社商工組合中央金庫 オリックス銀行株式会社 ソニー銀行株式会社 株式会社東京都民銀行 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 株式会社東日本銀行 株式会社西京銀行
アレンジャー 及びエージェント	株式会社三井住友銀行
コ・アレンジャー	三井住友信託銀行株式会社
設定した資金調達枠	総額97億円
契約締結日	平成25年10月30日
コミットメント期間	平成25年10月31日～平成26年10月30日
財務制限条項	本契約には以下の財務制限条項が付されております。 平成25年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成24年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。 平成25年9月期末日以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成24年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。 平成25年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における連結の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。 平成25年9月期末日以降の各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

- (2) 平成24年10月及び11月に締結した株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする資金調達枠29億円のコミットメントライン契約について、その契約期間が終了することに伴い、資金調達枠を69億円に拡大した新たなコミットメントライン契約を締結いたしました。

資金の使途	タックス・リース・アレンジメント事業における当社が立替取得する匿名組合出資金の取得資金または旧契約に基づく借入金の借換資金
貸付人	株式会社みずほ銀行 株式会社静岡銀行 株式会社新生銀行 株式会社北越銀行 株式会社 S B J 銀行 株式会社足利銀行 株式会社徳島銀行 株式会社広島銀行 株式会社福邦銀行 株式会社大東銀行 株式会社群馬銀行 株式会社豊和銀行
アレンジャー 及びエージェント	株式会社みずほ銀行
設定した資金調達枠	総額69億円
契約締結日	平成25年10月31日
コミットメント期間	平成25年10月31日～平成26年10月30日
財務制限条項	本契約には以下の財務制限条項が付されております。 平成25年9月期決算（当該期を含む）以降、各年度の決算期の末日及び第2四半期会計期間の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を平成24年9月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%及び直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。 平成25年9月期決算（当該期を含む）以降、各年度の決算期及び第2四半期会計期間の末日における連結の損益計算書に示される経常損益が、損失とならないようにすること。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	76,790	29,723	7,866	98,647	54,395	24,550	44,252
車両運搬具	5,029	1,793	-	6,822	4,321	1,274	2,501
工具、器具及び備品	78,032	13,505	2,259	89,278	53,162	13,186	36,116
土地	35,927	-	-	35,927	-	-	35,927
有形固定資産計	195,778	45,023	10,125	230,676	111,879	39,012	118,797
無形固定資産							
ソフトウェア	7,448	3,640	-	11,089	7,792	715	3,297
電話加入権	47	-	-	47	-	-	47
無形固定資産計	7,496	3,640	-	11,136	7,792	715	3,344

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	74,936	68,807	74,936	-	68,807

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	-
預金	
普通預金	3,094,643
定期預金	50,000
小計	3,144,643
合計	3,144,643

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
メットライフアリコ生命保険(株)	8,859
CMA CGM S.A.	8,664
アイエヌジー生命保険(株)	6,372
東京海上日動あんしん生命保険(株)	3,461
NKS J ひまわり生命保険(株)	2,307
その他	5,593
合計	35,258

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{(B)}$ 2 365
41,114	251,456	257,312	35,258	88.0	55

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．貯蔵品

区分	金額(千円)
営業用貯蔵品	1,448
その他	302
合計	1,750

二．商品出資金

相手先	金額（千円）
(株) A L I P 第26号	2,634,418
(株) A L I P 第25号	1,736,674
(株) A L I P 第24号	1,726,656
(株) A L I P 第23号	1,703,222
(株) C L I P 第70号	1,676,496
その他	3,958,628
合計	13,436,096

ホ．組成用不動産
 地域別内訳

地域別	金額（千円）
東京都	1,208,886
合計	1,208,886

流動負債
 イ．買掛金

相手先	金額（千円）
西村あさひ法律事務所	54,390
(株) みどり財産コンサルタンツ	21,630
K&L GATES GAIKOKUHO JOINT ENTERPRISE	8,400
税理士法人プライスウォーターハウスコーパス	4,620
(株) 小野瀬会計	4,305
その他	55,008
合計	148,353

ロ．短期借入金

区分	金額（千円）
(株)三井住友銀行	2,365,000
三井住友信託銀行(株)	1,046,400
(株)東京スター銀行	1,000,000
(株)千葉銀行	1,000,000
(株)三菱東京UFJ銀行	935,483
(株)百五銀行	800,000
(株)第四銀行	800,000
(株)みずほ銀行	730,000
(株)あおぞら銀行	500,000
その他	2,909,516
合計	12,086,400

ハ．未払法人税等

相手先	金額（千円）
未払法人税	431,453
未払事業税	131,338
未払住民税	82,258
合計	645,049

二．前受金

相手先	金額（千円）
(株)CLIP第70号	437,099
(株)ALIP第26号	368,641
(株)ALIP第25号	196,105
(株)ALIP第24号	161,700
(株)ALIP第23号	159,476
その他	515,267
合計	1,838,292

ホ．長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

区分	金額（千円）
(株)福邦銀行	300,000（ - ）
(株)高知銀行	100,000（ 100,000 ）
(株)群馬銀行	100,000（ 100,000 ）
合計	500,000（ 200,000 ）

（注）（ ）内は内数であり、返済期限が一年内に到来するもので貸借対照表上、流動負債の1年内返済予定の長期借入金として計上しております。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期
売上高 (千円)	1,297,422
税引前四半期純利益金額 (千円)	748,727
四半期純利益金額 (千円)	459,496
1株当たり四半期純利益金額 (円)	18.41

(会計期間)	第1四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	18.41

- (注) 1. 当社は、第12期第2四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、第2四半期以降の数値については記載しておりません。
2. 当社は、平成25年6月1日付で、普通株式1株につき3株の株式分割を実施しております。1株当たり四半期純利益金額については、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3カ月以内
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告掲載URL： http://www.fpg.jp/index.php
株主に対する特典	毎年9月末及び3月末現在のそれぞれの株主名簿に記載された株主の皆様に対して、以下の条件に応じて、クオカードを贈呈いたします。 保有株式 300株以上3,000株未満(1,000円相当のクオカード 1枚) 保有株式 3,000株以上につき(3,000円相当のクオカード 1枚)

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを会社に請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第11期）（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）
平成24年12月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成24年12月25日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第12期第1四半期）（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）
平成25年2月12日関東財務局長に提出。

（第12期第2四半期）（自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日）
平成25年5月13日関東財務局長に提出。

（第12期第3四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
平成25年8月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成24年12月25日に関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成25年3月1日に関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書（一般募集及び売出し）の訂正届出書

平成24年10月9日に関東財務局長に提出。平成24年9月28日提出の有価証券届出書の訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年12月20日

株式会社 F P G

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 博行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長南 伸明

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 F P G の平成24年10月1日から平成25年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 F P G 及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 F P G の平成25年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社 F P G が平成25年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年12月20日

株式会社 F P G

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 博行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長南 伸明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 F P G の平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 F P G の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。